

〔論 説〕

取扱店舗を特定せずに申し立てられた預貯金の  
差押申立ての許否について

萩澤 達彦

目次

- 一 はじめに
- 二 差押債権の特定と取扱店舗の特定
  - 1 差押債権の特定の必要性
  - 2 差押債権の特定の判断
  - 3 預貯金債権の差押の実務
  - 4 複数取扱店舗にわたる預金債権の特定について
  - 5 店舗を特定しない包括的申し立ての可能性
- 三 預貯金の差押えに関連する制度の現状
  - 1 金融機関の預金管理システム

(一) 預金保険法上の名寄せシステム

(二) CIFシステム

2 債権者が対象店舗特定に利用できる制度

(一) 財産開示手続

(二) 弁護士会照会（弁護士法二三条の二）

#### 四 裁判例

1 裁判例の紹介

(一) 「全店一括順位付け方式」が問題となった事件

(a) 否定例

(b) 肯定例

(二) 「限定的支店順位方式」が問題となった事件

(c) 否定例

(d) 肯定例

(三) 預金額最大店舗指定方式の肯定例

2 裁判例の検討

(一) 全体の概観

(二) 弁護士法二三条の二に基づく照会に応じないことについての判断

五 実務の動向

- (三) 最決平成二三年九月二〇日民集六五卷六号二七一〇頁について
- (四) 預金額最大店舗指定方式について

六 学説

- 1 特定必要説
- 2 特定不要説
- 3 特定緩和説
- 4 支店順位付け方式

七 検討

- 1 特定の必要性の検討
  - (一) 支店特定の帰結
  - (二) 支店を特定しない可能性
  - (三) 二重払いの危険について
  - (四) 執行の実効性について
- 2 最決平成二三年九月二〇日の射程
- 3 預金額最大店舗指定方式について
- 4 差押命令の間の優劣

## 八 まとめ

## 一 はじめに

債務者が銀行等の金融機関（第三債務者）に対して有する預金債権の差押命令申立てや仮差押え命令申立てでは、取扱店舗を一つに特定して（または、複数の店舗を対象とする場合、各店舗に金額を一定額ずつ割り付けたいうえで）申し立てることが実務上求められてきている（後述二参照）。ところが、預貯金は、同じ名義人が、多数の支店で、複数の口座を持つことが可能であり、債権者にとっては、債務者がどの店舗に預金口座を持っているかを知るのが難しい。そこで、複数の取扱店舗を順序を付けて列挙し、その順序に従い一定金額に満つるまでの預金債権の差押命令を求めるといふ申立てがされることなくない（後述四参照）。とりわけ、近年、電子通信機器を利用した顧客情報の一元管理（CIFシステムの導入等）が進展し、第三債務者である金融機関に過大の負担を与えることはなくなっているとの認識に基づいて、債権者側から店舗の特定を必要としている割付方式の見直しを求めてこの趣旨の申立てがなされる事件が増えている。このような申立ては、差押債権の特定という要件を満たす適法なものかどうか問題となる。

本稿では、この様な申立てが適法かどうかについて検討している。

なお、本稿において、差押申立てを中心として論じているが、仮差押申立てにおいても同様な問題が生じるため、両者につき一括して検討している。したがって、仮差押申立てと特に断っていない場合でも、差押に関する記述は仮差押え申立ての場合にも当てはまるものである。

## 二 差押債権の特定と取扱店舗の特定

### 1 差押債権の特定の必要性

債権差押命令申立てや債権仮差押命令申立てに際しては、差押債権や仮差押債権の特定が要求されている（民事執行規則一三三条二項、民事保全規則一九条一項・二項一号）。

差押債権の特定が要求されるのは、以下の理由による。<sup>①</sup> 差押えや仮差押えによる弁済禁止の効果はその命令送達時に直ちに生じる（民事執行法一四五条四項、民事保全法五〇条五項）。そのため、差押命令や仮差押命令の送達を受けた第三債務者が直ちに弁済が禁止された債務の範囲を識別できなければならない。それにふさわしい程度で差押債権や仮差押債権の特定がなされる必要がある。この特定は、執行裁判所が当該申立てにかかる差押えが法的に許容されるものかどうか（民事執行法一五二条等の差押禁止債権に当たらないかどうか、民事執行法一四六条二項が禁止する超過差押えに当たらないかどうか等）を判断するためにも必要なものである。

### 2 差押債権の特定の判断

債権差押命令の申立てに際し、（無形の財産であり観念的存在である上に、公示されてもいない他人のものである）債務者の有する債権を厳密に特定することは、債権者にとって容易でない。そこで、執行裁判所は、差押えから配当に至るまでの強制執行手続の適正・迅速という要請を踏まえつつ、差押債権者の立場（債務者と第三債務者の間の債権なので厳格な特定を要求することには無理がある）と、債務者および第三債務者の立場（何が差し押さえられてい

るのかを迅速かつ明確に認識できないと、債務者にとっては差し押さえられていないにもかかわらず債権の行使が事実上できなくなるおそれがあるし、第三債務者にとっては弁済をするかしないかを決するうえで二重弁済の危険と債務不履行責任の危険との選択を余儀なくされる」とを総合的に考慮して、差押債権の特定の有無を判断すべきこととなる。この総合判断の難しさが顕著に現れるのが、次に述べる、債務者の預貯金債権の差押えの場合なのである。

### 3 預貯金債権の差押の実務

差押命令の対象が預貯金債権であるときには、本来であれば、①先行する差押え等の有無、②預貯金の種類、③口座番号により差押債権を表示することになるはずである。

しかし、預貯金債権について差押命令を申し立てる場合でも、第三債務者である金融機関は、預金者の機密保護の観点から債務者の預金の有無や内容等の問合せや調査に応じてこなかったため、債権者が債務者の預貯金債権を具体的に特定することは難しかった（平成一五年改正以前は、財産開示手続〔民執一九六条以下〕のような債務者にその財産を開示させる制度が債権者のために存在しなかったのでいっそう困難であった）。

そこで、預貯金債権については、執行実務上の例外として、一般の銀行の預金債権についてはその預金の取扱店舗を、ゆうちょ銀行の貯金債権についてはこれを所管する貯金事務センターを特定することで足りるといふ扱いが認められてきた<sup>③</sup>。これは、銀行では一般に預金取引や顧客管理が本支店ごとにある程度独立して行われていることや、ゆうちょ銀行では貯金の管理がその口座を開設した地域を所管する貯金事務センターにおいて行われていることを鑑みためのものである（以下、預貯金債権の取扱店舗又は貯金事務センターを併せて単に「店舗」という）。

また、差押命令の対象となる預貯金差押債権が一つの店舗に複数あるときには、本来であれば、特定された一つの店舗に債務者が有する（預貯金の種類、口座番号により特定された）各預貯金債権ごとに差し押さえるべき金額を割り付ける必要があるはずである。しかし、一つの店舗が特定されれば、債務者が複数の預貯金を有していることを想定して、その店舗に開設された債務者の預金債権を特定された各預金債権ごとではなく、種類や口座番号によって順序付けることによる包括的な差押えが、執行実務上認められてきた。この取扱いは、個々の預金債権についての調査が困難な債権者の不利益を救済し、第三債務者である金融機関の負担と危険を調整した結果に基づくものであるといわれている。<sup>(4)</sup>

#### 4 複数取扱店舗にわたる預金債権の特定について

債務者の預貯金債権が、複数の取扱店舗に存在する場合には、従来からの執行実務では、対象となる複数の取扱店舗を特定し、請求債権を店舗ごとに割り付けて各店舗ごとの差押債権額を特定しなければならぬという取扱い（割付方式）<sup>(5)</sup>をしてきた。

執行実務で申立ての際に取扱店舗の特定を要求するのは、この特定を欠く申立ては金融機関に以下のような過度の負担を負わせることとなるとの考慮による。第一に、債権差押命令は送達により直ちに弁済禁止等の効力を生じるので、預金債権差押命令の送達を受けた金融機関は、（過剰差押の回避のために）速やかに差押債権を調査して把握し、差押えの効力の及ぶ部分について支払を停止するとともに、差押えの効力の及んでいない部分については払戻請求があればこれに応じなければならぬ。店舗を特定しない申立てにおいては、この調査が難しく時間がかかることが想

定され、その調査中にある預金債権の払戻請求があった場合に、差押えの効力が及んでいるかいないか不明の状態では払い戻すと二重払いの危険があり、払い戻さないと債務不履行責任を問われる危険にさらされること。第二に、都市銀行等の金融機関の取り扱っている預金債権の量は膨大である上、実際の取引ないし顧客管理は各取扱店舗ごとにある程度独立して行われているから、各店舗の営業的独立性が侵害されうること。第三に、複数店舗ないし全本支店が包括的に対象とされる場合は、差押債権を把握するためには、各取扱店舗における調査のみならず、対象とされた店舗相互間の緊密な連絡と確認作業を要するが、これらの処理に時間と手間がかかること。

#### 5 店舗を特定しない包括的申し立ての可能性

預貯金債権の場合、債権者が債務者からその預貯金の有無や内容について情報を得ることが難しいことが一般的であるし、第三債務者である金融機関も、預金者の機密保護の観点から債務者の預金債権に関する情報の提供に応じないことが多い。そのため、預貯金債権について差押命令の申し立てをする債権者は、当該金融機関に本店及び複数の支店が存在するときに、その中から仮差押えをする預金債権の存する店舗を絞り込んで預金債権を特定すべきことを嚴格に要求すると、預金債権に対する仮差押え自体が困難となる可能性も否定できない。また、金融機関が顧客情報管理システムを備えて顧客管理をするなどのシステムの技術革新により、第三債務者側の預貯金の管理が迅速かつ容易になってきている。そこで、債権者の不利益を救済するために、店舗の単位で金額を特定することなく、複数店舗に順序付けをして、包括的に差押えすることを認めるべきではないかとの疑問が呈されてきた。



### 三 預貯金の差押えに関連する制度の現状

#### 1 金融機関の預金管理システム

金融機関の本店等に差押命令が送達されれば直ちに、各支店間・各預金間で、差押金額の割り付けが済むのであれば、店舗を特定しない包括的申し立てを認めることに障害がないことになる。そこで、金融機関の預金管理システムの現状を概観する<sup>⑥</sup>。もっとも、銀行ごとの顧客情報管理システムの実情は、高度な営業秘密に属するものであって、公開しうるされるものではないし、照会されても安易に回答できるものでもないとの指摘があるように<sup>⑦</sup>、得られる情報に限界があり、この概観が完全なものとはとうていいえないことをお断りしておく。

#### (一) 預金保険法上の名寄せシステム

破たんした金融機関に同一の預金者が複数の預金等の口座を有している場合に、これらを合計して、預金保険で保護される預金等の総額を算定することを「名寄せ」といい、預金保険法 五五条の二第四項は、名寄せに必要なデータを整備するシステムを各金融機関に義務付けている。そもそも名寄せをおこなうのは預金保険機構であり、金融機関ではない。また、名寄せ作業によるデータ化は二四時間以内の時間軸で提出されるものであり、金融機関が保有する顧客情報が預金者からの届出に頼らざるを得ないという実情から、このシステムが預貯金債権の差押えに際してうまく機能するとは限らないという危惧がある<sup>⑩</sup>。しかも、現状では、この規定による名寄せシステムを総ての金融機関が構築しているとは限らないという。

## (一) C I F システム

金融機関では、C I F (Customer Information File) システムとも呼ばれる顧客情報管理システムを構築している。そこでは顧客ごとに、氏名・商号、住所、電話番号、勤務先、生年月日・設立年月日、口座の種類と内容等がC I F番号を付与して登録・管理されている。(一)の預金保険法上の名寄せシステムを構築していない金融機関でも、C I Fシステムは構築していることもあるという。また、金融機関によっては、C I Fシステムで全支店の名寄せができるとはかぎらないという。

C I Fシステムを使えば、大部分の金融機関で差押えにかかる預金債権者の存在と債権額等について全支店に照会をかけることは可能である。ただし、C I Fシステムは、支店を取引単位とする銀行業務の補助手段であり、その補助手段として、どのような情報を、どのような時間的なタイムラグで、システムに蓄積するのは、銀行の任意の選択にまかされている。システムの仕様登録の仕方、照会の手順・範囲、検索能力等は金融機関によってかなりばらつきがあり、どのような調査がどの程度の時間でできるかは一概には言えないとされている。顧客の氏名や商号の登録も、漢字、カナ、濁点の有無等の相違点があるため検索が正確にヒットするとは限らない。また、毎日のように変化する顧客データの変化に対する追従度には届出に対する強制力を有しない金融機関としておのずから限界があるという<sup>①</sup>。したがって、差押債務者についてC I Fによる全店照会をすれば直ちに網羅的に複数店舗における取引状況が分かるとは限らないようである。これに対して、取扱店舗が一つに特定されていれば、その店舗では元帳による五十音順の管理もされているため、手作業により類似の名称の同一性の判定も可能であり、正確に預金債権者を特定できるようである。

## 2 債権者が対象店舗特定に利用できる制度

本稿で論じているような申立てが濫用的なものではないというためには、最低限、自らの調査に限界があるのでやむを得ず取扱い店舗を特定せず申し立てたということが必要になる。申立ての許容性の判断に影響しうる、差押債権者が債務者の財産を把握するための制度についても概観しておく。

### (一) 財産開示手続

民事執行法は、平成一五年より、債務者に対する財産開示手続（民事執行法一九六条～二〇三条）を導入した。しかし、金融機関などの第三者に対する照会制度は検討されながら見送られた。これが見送られたのは、現状のデータベースが不十分であることと、店舗を特定すれば預貯金の種類等の厳密な特定を要求しないで債権差押命令が発せられている現在の実務と比べても大きなメリットがないと考えられたためである。<sup>12)</sup>

つまり、金融機関への照会の制度がないなかで、預金債権の差押えの方法を工夫して、財産発見を可能とすることはできないかということが、対象店舗特定を特定しない差押申立ての可否の問題として問われる事態となつてきているのである。<sup>13)</sup>

やはり、金融機関などの第三者に対する照会制度の立法化により、根本的な問題解決がなされることが望まれる。<sup>14)</sup>

### (二) 弁護士会照会

弁護士法二三条の二による弁護士会照会は、店舗の特定のために利用可能である。金融機関として弁護士会照会に

誠実に対応すべきであることはいうまでもない。しかし、他方で、金融機関は顧客との間で守秘義務を負い、その独白の職業の秘密等を有するのであり、これらを理由に弁護士会への回答を拒否すべき場合がありうるし、回答した場合には、顧客に対して必ず免責されるのかがはっきりしていない<sup>16)</sup>。したがって、金融機関として弁護士会照会に応じて、顧客情報を提出することにつき、抵抗感を払拭することはできない。弁護士法二三条の二に基づく照会を活用することにより、金融機関に対する財産開示手続きの立法に代替させることは無理であろう<sup>17)</sup>。

#### 四 裁判例

##### 1 裁判例の紹介

二で述べた執行・保全実務を肯定すべきかが争われた先例として以下のものがある。

##### (一) 「全店一括順位付け方式」が問題となった事件

大規模な金融機関のすべての店舗を対象として順位付けをし、先順位の店舗の預金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預金債権を差押債権とする旨の預金債権の差押えを求める申立てを、「全店一括順位付け方式」または「支店間支店番号順序方式」と呼ぶ。この順位付けには、支店番号順と五十音順がある。

##### (a) 否定例

【裁判例 a 1】東京高決平成五年四月一六日高民集四六卷一号二七頁（差押事件）

〔対象店舗〕

金融機関名不明 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

本決定は、預金債権の差押えの申立てにおいて、銀行の取扱店舗を特定せず、差押債権目録に、「第三債務者方の複数の支店に債務者の預金が存するときは、第三債務者における支店番号の若い支店から順次充当し、頭書金額に満つるまで」と記載しただけでは、金融機関の実際の取引は本支店ごとにある程度独立して行われているという実態および取扱店舗が表示されない差押命令の送達を受けた金融機関においては該当預金を探索するのに相当の時間と手間が掛かることに照らし、預金債権である差押債権が特定されているとはいえないとして、差押命令の申立てを却下した原決定を支持し、抗告を棄却した。

【裁判例 a 2】 東京高決平成一七年六月七日金判一二二七号四八頁（仮差押事件）

〔対象店舗〕

三井住友銀行 本支店の全店

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

原決定は、都市銀行の本支店の全店を五十音順に順位付ける方法（「あ」で始まる支店名を第1順位とし、「わ」で始まる支店名の支店を最終順位とする。本店は、「ほ」で始まる支店として扱う）による預金債権の仮差押えは、第三債務者である金融機関に過度の負担をかけるものではないと断言することはできないので、本件申立ては、

仮差押目的物たる預金債権が特定されているということとはできないとして、不適法として却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、本件仮差押命令の申立てが仮差押債権の特定に欠け不適法であるとして、原決定を支持して抗告を棄却した。

「本件仮差押債権の場合は、上記のような名寄せ〔著者注：保険事故発生時の預金者等の氏名又は名称及び住所、預金等に係る債権の内容などの名寄せ〕にとどまらず、本店において、債務者に係る全支店の預金債権について前記のような順序に従ってその合計額が定額になるまで検索するというものであり、名寄せのためのシステムから当然に検索され得るものではない上、本件仮差押債権には外貨建預金が含まれているが、預金保険制度においては外貨建預金は保護の対象とはされていない（預金保険法五一条一項、五四条一項）など、それぞれの対象となる預金の種類は異なるのであるから、預金保険制度の下で名寄せのための電子情報処理システムが整備されつつあるとしても、当然に本件仮差押債権の検索作業を短時間のうちに完了させることが可能であると認めることは困難である。そうすると上記名寄せのシステムによってもなお、本件申立てに係る仮差押命令の送達を受ければ、第三債務者である銀行は、本件仮差押債権の検索のために少なからざる労力等の負担を求められる上、その間に債務者からの払戻請求があればこれに応ぜざるを得ないという二重払の危険にもさらされることとなるといわざるを得ず、抗告人主張のような銀行の社会的責任を考慮してもなお、第三債務者である銀行にこのような負担と危険を受忍すべきであるとは到底い難い。」

【裁判例 a 3】東京高決平成一七年六月二二日金判一二二七号四八頁（差押事件）

〔対象店舗〕

三井住友銀行 東京都内の全支店

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

原決定は、第三債務者である都市銀行の東京都内の全支店を対象とし、取扱店舗を特定しない方法によるXの申立てでは差押債権の特定として十分ではないとして、本件申立てを却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、本件差押命令の申立ては差押えの対象の特定に欠け不適法であるとして、原決定を支持して抗告を棄却した。

「本件差押債権に係る本件申立ては、第三債務者の本店において、債務者に係る東京都内全支店の預金債権について、本件一括記載における指示の順序に従ってその合計額が定額になるまで、第三債務者自身に検索することを求めるものであるが、預金保険機構が行う名寄せに提供するための電子情報処理システムの整備が義務付けられていることから当然に、金融機関において容易に上記検索をし得るものとはいえない上、本件差押債権には外貨建預金が含まれているところ、預金保険制度においては外貨建預金は保護の対象とはされていない（預金保険法五一条一項、五四条一項）など、それぞれの対象となる預金の種類も異なること、上記名寄せのシステムにおいても、即時に付保預金額が確定され、その範囲内での預金の払戻しが可能となるものでもなく、そのための作業時間が予定されていると認められること（当審での甲一、二）、預金債権の差押えの場合は、通常、金融機関における預金取引が継続的に行われている中で、その差押債権の特定が行われなければならず、保険事故が発生したときの名寄せ作業の場合とは異なる困難な事情があることなどからすると、預金保険制度の下で名寄せのための電子情報処理システムが整備されつつあるとしても、当然に、本件一括記載により表示された本件差押債権の検索作業を短時間のうちに完了させることが

可能であると認めることは困難である。

そうすると、上記名寄せのシステムの存在によってもなお、差押債権について本件一括記載のような表示がされた差押命令の送達を受けた場合、第三債務者である金融機関は、差押債権の検索のために少なからざる労力等の負担を求められる上、その間に債務者からの払戻請求があればこれに応ぜざるを得ないという二重払の危険にもさらされることとなるといわざるを得ず、X主張のような差押債権者の立場を考慮してもなお、第三債務者である金融機関にこのような負担と危険を受忍すべきであるとは到底いい難い。」

【裁判例 a 4】 東京高決平成二三年三月三十一日金判一三六五号四〇頁（差押事件）

〔対象店舗〕

みずほ銀行 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、個別の支店を特定することなく複数の店舗の預金を対象とし、かつ、支店番号の若い順序と定め、支店毎に差押債権を割り付けずに差押申立てをした。原決定は、差押債権の特定を欠き不適法であるとして本件申立てを却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、本件差押申立ては差押債権の特定を欠く不適法なものであるとして抗告を棄却した。

「金融機関においては、名寄せのシステムの整備が進められているけれども、これは預金保険事故が発生した場合に備えて構築されたシステムであり、緊急時に特別な処理を行うシステムとして利用されているのであって、預金債



権に対して差押命令が発せられた場合に対応することは予定されていない。したがって、上記システムが存在するからといって、金融機関に検索の負担をかけることができないということはできない。そして、本件申立てのような取扱店舗を特定しない差押命令の申立てを一般的に許容すると、預金債権の探索的な利用を幅広く認めることになり、他の競合する差押債権者又は債権譲受人との間の均衡上の問題もあって相当でない。確かに申立債権者にとって、債務者がどのような金融機関のどの店舗にいくらの預金債権を有しているかは察知し難く、申立債権者に差押債権の特定につき過大な負担をかけるべきものではないから、原則に従って、預金債権の発生原因及び額を精確に特定するよう求めるのは相当でなく、ある程度概括的な特定であってもこれを是認すべきものではあるが、債権者は、自らの債権の満足を図るべく、差押命令の申立てをしているのであるから、その債権回収のために相応の負担が伴うのは当然のことである。債務者の居住地や営業の場所等との関係で金融機関の取扱店舗を推測して債権差押命令の申立てをするにとに格別の支障が伴うわけではなく、現にそのようにして預金債権に対する差押命令の申立てがされるのが通常である。債権回収を図ろうとしている申立債権者としては、上記の程度の負担はこれを甘受すべきである。

申立債権者にとって、取扱店舗を特定せずに預金債権に対する差押命令の申立てをすることができれば、債務者の責任財産を発見してこれを執行の対象とすることが容易になり、便宜ではあるが、差押債権の特定は第三債務者等の識別の容易性という観点から要求されるものであるから、申立債権者に上記のような事情があるからといって、預金債権に対する差押命令の申立てが本件申立てに係る程度で足りるということとはできない。」

【裁判例 a 5】東京高決平成二三年四月二八日金法一九二二号八七頁

〔対象店舗〕

金融機関名不明 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、第三債務者の取扱支店を限定しないで支店番号の若い順に預金債権の差押えを求める支店間支店番号順序方式による債権差押命令の申立てをした。原決定は、差し押さえるべき債権の特定が不十分であるとして申立てを却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、支店を一つに特定せず支店間支店番号順序方式によってされた本件債権差押えの申立ては、不適法なものであって却下すべきであるとして、抗告を棄却した。

「債権を差し押さえる際に、支店を一つに特定することなく、支店に順位を付して、その順にすべての支店を対象とした差押命令を発するとすると、預金債権の管理が原則として取扱店ごとに行われていることから、例えば差押えや仮差押えの有無については当該取扱店に照会しなければ正確な情報を得ることができず、債権差押命令の送達を受けた銀行本店と、本店の調査によって預金があることが判明した支店との間で調整をする必要が生じ、また、預金のある支店が複数に及ぶときは、支店ごとに順位が付されているため、先順位の預金債権のうち不足する部分についてのみ後順位の支店の債権に差押えの効力が生じ、差押えの有無の判断が他の支店の調査結果に依存することとなり、……複数支店相互の作業による特定が必要となる。

また、仮に支店間支店番号順序方式による債権差押えが認められることとなれば、債権者は、債務者の預金債権の存在の蓋然性の調査をまったく行わないで適宜の銀行を第三債務者として債権差押えの申立てをすることが可能となるが、そうすると、申立債権者において調査の労力を負担することなく、差押命令の送達を受けた銀行の負担におい

て預金債権の有無及び内容を上記のとおり調査し、第三債務者として裁判所に報告することが義務付けられることとなり、第三債務者である銀行に不相応な負担を負わせることとなる。

Xの主張するところは、支店間支店番号順序方式は銀行の顧客情報管理システムの整備状況を踏まえて、財産開示手続の不十分な点を補うものであるとの趣旨と解されるが、顧客情報システムの有無にかかわらず、支店間支店番号順序方式は、上記のとおり差押えの申立債権者と第三債務者とのバランスを失するものであって、公平さと適正さを欠くものである。Xの主張するところによれば、第三債務者の負担において債権者のために預金債権の探索を行うことになるが、これは民事執行法の予定するところではない。財産開示手続が不十分ではないかという問題点にどう対処するかは、我が国の執行手続一般の問題であって、預金債権の差押えにおける第三債務者である銀行の負担のみに頼って解決を図るべきものではない。」

【裁判例 a 6】東京高決平成二三年五月一六日金法一九二三号九一頁

〔対象店舗〕

- ①金融機関名不明 対象店舗を特定せず
- ②金融機関名不明 対象店舗を特定せず
- ③金融機関名不明 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、各第三債務者の取扱支店を限定することなく、支店番号により順序を付して、預金債権の差押えの申立てを

した。原決定は、差押債権の特定が欠け不適法であるとして、本件申立てを却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、本件債権差押命令の申立ては、差し押さえるべき債権の特定を欠く不適法なものであるとして抗告を棄却した。

「債権を差し押さえる際に、支店を一つに特定することなく、支店に順位を付して、その順に複数の支店又はすべての支店を対象とした差押命令を発するとすると、預金債権の管理が原則として取扱店ごとに行われていることから、例えば差押えや仮差押えの有無については当該取扱店に照会しなければ正確な情報を得ることができず、債権差押命令の送達を受けた銀行本店と、本店の調査によって預金があることが判明した支店との間で調整をする必要が生じ、また、預金のある支店が複数に及ぶときは、支店ごとに順位が付されているため、先順位の預金債権のうち不足する部分についてのみ後順位の支店の債権に差押えの効力が生じ、差押えの有無の判断が他の支店の調査結果に依存することとなり、……本店及び複数支店相互の作業による特定が必要となる。

また、仮に支店間支店番号順序方式による債権差押えが認められることとなれば、債権者は、債務者の預金債権の存在の蓋然性の調査を行わないで適宜の銀行を第三債務者として債権差押えの申立てをすることが可能となるが、そうすると、申立債権者において調査の労力を負担することなく、差押命令の送達を受けた銀行の負担において預金債権の有無及び内容を上記のとおり調査し、第三債務者として裁判所に報告することが義務付けられることとなり、第三債務者である銀行に不相応な負担を負わせることとなる。

Xの主張するところは、支店間支店番号順序方式は銀行の顧客情報管理システムの整備状況を踏まえて、財産開示手続の不十分な点を補うものであるとの趣旨と解されるが、顧客情報システムの有無にかかわらず、支店間支店番号

順序方式は、上記のとおり差押えの申立債権者と第三債務者とのバランスを失うものであって、公平さと適正さを欠くものである。Xの主張するところによれば、第三債務者の負担において債権者のために預金債権の探索を行うことになるが、これは民事執行法の予定するところではない。財産開示手続が不十分ではないかという問題点にどう対処するかは、我が国の執行手続一般の問題であって、預金債権の差押えにおける第三債務者である銀行の負担のみに頼って解決を図るべきものではない。」

【裁判例 a7】東京高決平成二三年五月一八日金法一九二六号一一二頁

〔対象店舗〕

金融機関名不明 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

X・X<sup>2</sup>債権者は、支店を特定せず、第三債務者の本店並びに東京都内にある一六の支店及び出張所に順序を付して預金債権の差押えを申立てた。原決定は、差押債権の特定が欠けていて不適法であるとして、本件各申立てを却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、預金債権については、第三債務者である金融機関の取扱支店ごとに預金債権を特定して差押えの申立をすべきであり、取扱支店ごとに預金債権を特定しない方法（取扱店舗並びに東京都内にある一六の支店及び出張所に特定してそれらに順序を付すことによる特定方法）による申立ては、第三債務者である金融機関に格別の負担を負わせるものであり、不特定であると解すべきものとして、抗告を棄却した。

「現在においては、預金債権はすべて電子計算機によって管理されており、銀行の支店の顧客情報は電磁的記録に

よって保管され、支店の各電子計算機が回線によって結ばれていることは公知の事実であるが、そうであるからといって、複数の支店について、差押命令の順序にしたがって、差押債権額に満つるまで、順次、差押えの対象となる預金債権を確認することが容易であるとまで認めることはできない。本件は、貸金業者に対するいわゆる過払金返還請求債権であり、同種の債権を有する債権者が多数にのぼることが想定されるが、多数の債権者が一斉に債権差押命令を申し立てる場合、多数の預金口座を有する金融機関について、上記のような特定で足りるとすれば、通常にもまして、金融機関の負担が格別なものとなることは明らかである。

他方、債権者にとって、債務者がどのような金融機関のどの支店にどのような預金を有しているかを知ることには困難があるが、債権者と債務者の関係から、債権者がどのような金融機関のどの支店に預金口座を有していることを推測することがおよそ不可能ということはないから、上記のように解することによって、債権者の権利行使が不当に制限されるとまでいうことはできない。」

【裁判例 a 8】東京高決平成二三年六月三〇日金法一九二六号一二六頁

〔対象店舗〕

金融機関名不明 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、第三債務者の取扱店舗を特定することなく、複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序によることとすうえで、差押命令を申し立てた。原決定は、Xの申し立てにおける差押債権の表示は差押えの目的物となる債

権の特定を欠くから、本件差押命令申立ては不適法であると判断して本件申立を却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、本件差押命令申立ては不適法であるとして抗告を棄却した。

「確かに、全国銀行協会が平成一八年三月に実施した実態調査の結果によれば、多くの金融機関においていわゆるCIFシステムを利用し、特定の顧客が有している全取扱店の預金を速やかに検索できる機能を備えるに至っているということが出来る。しかしながら、上記実態調査の結果によれば、システム設計や検索機能はそれぞれ異なり、検索機能を有する部署の数、そもそも担当部署の有無などについても金融機関ごとの個体差が大きく、差押債権たる預金債権の取扱店が複数店にわたる一つの差押命令が送達された場合、実際に各金融機関がどのような手順で預金の有無を照会するかは様々であり、これに伴い、口座支払がシステム上停止されるまでの時間は、速ければ三〇分ですむという回答が一行あるほか、一から二時間との回答が最も多く、一日かかるという回答があるなど、かなりの幅がみられる。そして、差押えによる弁済禁止の効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生じるから、第三債務者である金融機関は、預金債権の取扱店が複数店にわたる一つの差押命令の送達を受けると、速やかに、支店番号の若い順序に預金の有無を検索し、該当する店舗について、その取引内容を、当日の新規開設や取引状況、相殺処理及び手形決済処理などを含めて確認して、口座支払を停止させ、これを請求債権金額に満つるまで繰り返し続けなければならぬことになる。このような事情に照らせば、預金債権の取扱店が複数店にわたる差押命令は、第三債務者である金融機関に過度の負担と危険を負わせるものといわざるを得ない。」

【裁判例 a 9】 最決平成二三年九月二〇日民集六五卷六号二七一〇頁（差押事件）

〔対象店舗〕

①三菱東京UFJ銀行 対象店舗を特定せず

②三井住友銀行 対象店舗を特定せず

③みずほ銀行 対象店舗を特定せず

④ゆうちょ銀行 全国の貯金事務センター（東京、大阪等11箇所の貯金事務センター及び沖縄の貯金事務管理部）

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、本件申立てに当たり、差押債権とする債務者名義の預金債権について、第三債務者の取扱店舗を特定することなく（第三債務者株式会社ゆうちょ銀行については、貯金事務センター）、各第三債務者の複数の店舗に預金債権がある場合には支店番号（ゆうちょ銀行については、申立人の付した番号）の若い順に従うとした上で、差押命令の申立てをした。執行裁判所は、差押債権の特定を欠くから不適法であるとして、本件申立てを却下した。原決定は、差し押さえるべき債権の特定がされているものと認めることはできないとして、本件抗告を棄却した。Xが許可抗告を申し立てた。

最高裁は、以下の様な理由を述べて、本件申立ては差押債権の特定を欠き不適法であるとして、抗告を棄却した。

「民事執行規則一三三条二項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかにかつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならずと解するのが相当であり、この要請を満たさない債権差押命令の申立ては、差押債権の特定を欠き不適法というべきである。債権差押命令の送達



を受けた第三債務者において一定の時間と手順を経ることによって差し押さえられた債権を識別することが物理的に可能であるとしても、その識別を上記の程度に速やかに確実に行い得ないような方式により差押債権を表示した債権差押命令が発せられると、差押命令の第三債務者に対する送達後その識別作業が完了するまでの間、差押えの効力が生じた債権の範囲を的確に把握することができないこととなり、第三債務者はもとより、競合する差押債権者等の利害関係人の地位が不安定なものとなりかねないから、そのような方式による差押債権の表示を許容することはできない。

(二) 本件申立ては、大規模な金融機関である第三債務者らの全ての店舗を対象として順位付けをし、先順位の店舗の預貯金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預貯金債権を差押債権とする旨の差押えを求めるものであり、各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別することができるものであるということではできない。」

なお、裁判官田原睦夫による、以下の様な補足意見がある。

「殊に預金債権の差押えに関して言えば、普通預金口座（総合口座）におけるATMが普及している今日、第三債務者が差し押さえられた債権を識別するまでの間、第三債務者である金融機関が債務者の預金につきATMの利用を停止し、結果的にその対象預金が差押えの対象外であった場合には、債務者の不利益の問題が生じ、他方、結果的に

差押えの対象であった預金がその間にATMにより払い出された場合には、民法四八一条による責任の有無の問題が生ずる。また、差押債権に当座預金が含まれている場合には、差押債権の識別作業中、当該当座預金を支払口座とする手形、小切手の決済を如何にするかという信用秩序に影響を及ぼしかねない問題をも生じかねないのである。

四 さらに、全店一括順位付け方式による債権差押えを認める場合には、法廷意見にて指摘するとおり競合する債権差押えとの間で問題を生ずる。すなわち、全店一括順位付け方式による差押命令が発せられた後に、他の債権差押命令が発せられた場合、その差押えの効力如何（先行する差押えに係る転付命令により後の差押えが空振りとなるか、差押えの競合により後の差押えに係る転付命令が無効となるか、差押えの競合がなく直接の取立てが可能となるか等）は、先行する全店一括順位付け方式の差押えによる差押債権の識別作業が完了するまで不明の状態に置かれることになり、先行して複数件の全店一括順位付け方式の差押命令が発せられている場合には、それら複数件の差押えの対象債権の識別作業が完了するまで、その後の差押えの効力如何が判明しないこととなり、債務者及び第三債務者のみならず、後れて差し押さえた差押債権者の地位を非常に不安定なものとすることになる。

また、全店一括順位付け方式を認めると、請求債権額が相当額に及ぶ場合には、債権者は一件の債権差押えの申立てをもって、債務者の第三債務者に対して有する債権を包括的に差し押さえる効果を得ることとなるが、かかる状態が生ずることは債権者間の公平の観点からは望ましい事柄ではないと考える。」

【裁判例 a 10】 最決平成二三年九月二〇日金判一三七六号二六頁（差押事件）

〔対象店舗〕

- ① 金融機関名不明 対象店舗を特定せず
- ② 金融機関名不明 対象店舗を特定せず
- ③ 金融機関名不明 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、預金債権につき、支店数を限定せずに、「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順による」としたうえで、差押命令を申し立てた。執行裁判所は、本件申立は、取扱店舗を特定しないものであるから、差押債権が特定されているとはいえないとして、申立を却下した。原決定は、本件債権差押命令の申立ては、以下の様な理由を述べて、各差押債権を特定しないものとして、抗告を棄却した。

「CIFシステムによって電子的に顧客管理を行っていることは、必ずしも、各銀行が本件方式による差押えを迅速に実施できることを意味しないと推測される。…全国の銀行が、本件方式による差押命令を適切に処理できる体制にあると認めることはできない。…弁護士法二三条の二に基づく照会を受けた者には、これに必ずべき義務があると解されるが、他方、照会内容に関し守秘義務がある場合には、照会に応じることがこれに反しないか審査することが想定されるのであって、その審査の実情が不明な状況下において、直ちに差押債権者の要請を重視して差押債権の特定の程度を緩和すべきものと判断することはできない。」

Xは許可抗告をした。最高裁は、原審の判断は正当として是認することができるとして、本件抗告を棄却した。

【裁判例 a 11】 最決平成二三年九月二〇日金判一三七六号二九頁（差押事件）

〔対象店舗〕

①三菱東京UFJ銀行 対象店舗を特定せず

②三井住友銀行 対象店舗を特定せず

③みずほ銀行 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、差押えの目的物となるべき預金債権の表示につき、対象店舗を特定せず、本件第三債務者らのすべての支店について順位を付して、本件差押命令申立てをした（それに伴い差押命令の送達場所を各第三債務者ごとにその本店一か所としている）。執行裁判所は、このような方法による差押債権の表示は差押えの目的物となる債権の特定を欠き不適法とすべきであるとして、本件申立てを却下した。原決定は、以下の様な理由を述べて、差押債権の表示は差押の目的物となる債権の特定を欠き不適法であるとして、本件抗告を棄却した。

「本件差押命令申立ては、……、複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序によるとしているから、第三債務者としては、上記金額に満つるまで、支店番号の若い順序に預金の有無を検索し、該当する店舗について、その取引内容を、当日の新規開設や取引状況、相殺処理及び手形決済処理などを含めて確認しなければならないことになるから、このような差押債権の表示では、第三債務者において、格別の負担を伴わない調査によって、社会通念上合理的と認められる時間の中で、差押えの効力が及ぶ預金債権を誤認混同することなく認識し得るものとは認め難いといわざるを得ない。

……Xは、本件申立てに先立ち、第三債務者に対し、相手方の預金の取扱店舗等について弁護士法二三条の二に基

づく照会請求をしているのであって、差押債権の表示に取扱店舗の記載がないのは、照会請求に応じないという第三債務者の違法な対応の結果なのであるから、その不利益をXに帰せしめるのは公平でないと主張する。しかし、……差押債権の表示に取扱店舗の記載がないものは、債権の特定を欠くと評価せざるを得ないのであって、このことは、第三債務者が照会請求に応じたか否かによって異なるものではない。」

Xは許可抗告を申し立てた。最高裁は、原審の判断は正当として是認することができるとして抗告を棄却した。

(b) 肯定例

【裁判例b1】 広島高岡山支決平成一六年一月二日金法一七六五号六一頁（仮差押事件）

〔対象店舗〕

中国銀行 本店と岡山市内の全支店（三四支店）

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

本決定は、第三債務者の本店及び岡山市内に存在する各支店という形で特定した上で、顧客一名（相手方）のみの預金について、名寄せ作業を実施して、第三債務者の本店及び岡山市内の各支店における相手方の預金の有無、預金の種別及び預金残高等を把握することは比較的容易であると認められ、銀行実務に支障を来したり、過度の負担を強いることはないとして、仮差押債権の特定を欠くとはいえないとして、原決定を取り消して差し戻した。

【裁判例b2】 東京高決平成二三年一月一二日金判一三六三号三七頁（差押事件）

## 〔対象店舗〕

金融機関名不明 対象店舗を特定せず

## 〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、店舗を限定せずに、第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序によるとした上で、預金債権の差押命令の申立てをした。原決定は、取扱支店を限定しない預金の記載は、第三債務者に過度の負担や危険を課するものであるから、差押えの対象が特定識別されているとはいえないとして、本件申立てを却下した。本決定は、本件申立ては、以下の様な理由を述べて、差押えの目的物となる債権の特定を欠くものとは認められないとして、原決定を取消し、差押を認めた。

「本件の第三債務者は、わが国において最大手の金融機関であり、上記機能を有する顧客情報管理システム〔著者注…顧客の氏名又は商号等に基づき、特定顧客が有している全店舗の預金を速やかに検索できる機能を備えた顧客情報管理システム又は名寄せシステム〕を備えている金融機関であると推認できる。そして、本件差押えの目的物となる預金債権の総額は一〇〇万円であり、預金の取扱い店舗も第三債務者の複数店舗において、取扱支店名の特定はないが、それに代わる支店番号の若い順序によるとされていることから、顧客情報管理システムによって支店番号を確認し、該当する預金債権の存否を確認するほか、存在が確認された預金債権の指定された順番への並び替え、各預金債権の現存額の再確認、取扱い支店と本店間の連絡等の作業を更に要するとしても、本件第三債務者が差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲内を超えるものではないと推認される。」

【裁判例 b 3】 静岡地下田支決平成二二年八月二六日金法一九一三号六頁<sup>(18)</sup>（差押事件）

〔対象店舗〕

- ①三菱東京UFJ銀行 対象店舗を特定せず
- ②三井住友銀行 対象店舗を特定せず
- ③みずほ銀行 対象店舗を特定せず

〔決定要旨〕

本決定は、店舗を限定せずに、第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序によるとした預金債権の差押命令を発令した。

【裁判例 b 4】 水戸地臨ヶ崎支決平成二二年九月二八日金法一九一三号七頁<sup>(19)</sup>（差押事件）

〔対象店舗〕

- ①三菱東京UFJ銀行 対象店舗を特定せず
- ②三井住友銀行 対象店舗を特定せず
- ③みずほ銀行 対象店舗を特定せず

〔決定要旨〕

本決定は、店舗を限定せずに、第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序によるとした預金債権の差押命令を発令した。

【裁判例 b 5】 神戸地姫路支決平成二二年一〇月二日金法一九一三号八頁<sup>(20)</sup> (差押事件)

〔対象店舗〕

① 姫路信用金庫 対象店舗を特定せず

② 兵庫西農業協同組合 対象店舗を特定せず

〔決定要旨〕

本決定は、店舗を限定せずに、第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序によるとした預金債権の差押命令を発令した。

【裁判例 b 6】 東京高決平成二三年三月三〇日金判一三六五号四〇頁 (差押事件)

〔対象店舗〕

① 三菱東京UFJ銀行 対象店舗を特定せず

② 三井住友銀行 対象店舗を特定せず

③ みずほ銀行 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、預金債権について予め弁護士法二三条の二に基づく照会をなした上、債務者の氏名、判明している住所、生年月日、読み仮名を明記することによって差押債権を特定し、各金融機関の取扱店舗を限定せず、本店及び各支店を対象として、各支店に順位を付して差押債権を表示して本件債権差押命令申立てを行った。原決定は、本件差押命令



申立ては、差押えるべき債権の特定が十分でないことが明らかであるにもかかわらず、債権者は当裁判所の補正命令に対して債権を特定するための補正を行わなかったとして、申立てを不適法として却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、本件申立てにおける差押債権は特定していると認められるとして、原決定を取消し、差押を命じた。

「X代理人は、債権差押命令の申立てをするには、取扱支店を限定するのが通例であるところ、相手方の預金口座の存在する金融機関の取扱支店を把握していなかったことから、相手方が預金口座を有している可能性のある金融機関八行（本件の第三債務者を含む。）に対し、住民票で判明した相手方の氏名、ふりがな、生年月日、現住所及び前住所を相手方を特定する事項として記載した上、相手方の口座開設年月日、支店名、口座番号等を照会する弁護士法二三条の二第一項による照会を行った。これに対し、本件の第三債務者以外の照会先は、照会事項に対する回答を行ったが、第三債務者三菱東京UFJ及び同みずほは、相手方の同意が確認できない旨を述べて回答を拒絶し、同三井住友は、取引支店名を特定する必要がある旨述べて回答を拒否した。

以上によれば、Xは、Xとして差押債権特定のために考えられる調査を尽くし、弁護士法照会によっても回答を得られなかった金融機関を第三債務者として、本件申立てを行ったものといえることができる。

……本件においてX代理人が行った弁護士法照会に対し、住信SBIネット銀行株式会社、楽天銀行株式会社、株式会社ジャパンネット銀行、株式会社セブン銀行及び株式会社りそな銀行は、照会結果を回答しており、これらの金融機関においては、Xが記載した情報によって、システムによる検索が現実的に可能であったものと推認される。

これを前提に本件についてみると、本件申立てに係る第三債務者は、いずれも我が国において最大手の金融機関であり、上記各金融機関と同等以上の検索機能を備えた顧客情報管理システムを備えていると推認されること、本件申

立てにおいては、Xは、システムによる検索を前提として相手方の生年月日、ふりがなを明らかにしていること、X代理人による弁護士法照会に対して第三債務者三菱東京UFJ及び同みずほが回答を拒絶した理由は、相手方の同意が確認できない旨であり、検索の困難性をいうものではないこと（ちなみに、差押命令に基づく債権の有無等の調査・検索については相手方の同意の点はおよそ問題とならない。）などを総合すると、本件申立てに対応して申立てに係る第三債務者が差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲内を超えるものではないといふべきである。」

【裁判例b7】東京高決平成二三年四月一四日金法一九二六号一一二頁（差押事件）

〔対象店舗〕

金融機関名不明 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序によるとして、本件差押命令の申立てをした。原決定は、第三債務者である金融機関に過度の負担を負わせるものであって、第三債務者において格別の負担を伴わずに調査することによって当該債権を他の債権と誤認混同することなく認識し得る程度に表示されているとはいえないから、差し押さえるべき債権の特定を欠くものとして本件申立てを不適法として却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、本件債権差押命令申立ては、差押えの目的物となる債権の特定を欠くものとは認められな

いとして、原決定を取り消し、本件を原裁判所に差し戻した。

「第三債務者はわが国の最大手の金融機関であり、上記の機能を有する顧客情報管理システム」[著者注・顧客の氏名や商号に基づき、特定の顧客が有している全店舗の預金を速やかに検索できる顧客情報管理システム]を備えているものと推認することができる。また、記録によれば、(一) Xは、本件申立てに先立って、さいたま地方裁判所に對し、株式会社R(本件の債務者が代表取締役である。)を債務者、株式会社Z<sup>1</sup>銀行(本件の第三債務者)を第三債務者として、預金債権の差押命令を申し立てた(同裁判所平成二二年(ル)第一九四四号事件)ところ、同申立てにおいて、第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による順位、また、同一店舗扱いの預金に差押えの有無や預金の種別等による順位を付した上で、上記請求債権額に満つるまでの預金を差押えの目的物となる債権とする表示がなされていたこと、(二) 東京高等裁判所は、平成二三年一月一二日、差押債権が特定されていないとして上記申立てを却下した原決定を取消して、債権差押命令を発付したこと、(三) 同年一月四日付で、上記銀行S支店及び本店の二店舗から、差押えの目的物となる債権の存否等に関する陳述書が提出されたことが認められる。これらの事情を併せれば、顧客情報管理システムによって該当する預金債権の存否を確認する作業に加えて、存在が確認された預金債権の指定された順番への並べ替え、各預金債権の現存額の再確認及び取扱い支店と本店間の連絡等の作業を要するとしても、第三債務者が差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲を超えるものではないと推認することができる。」

【裁判例b8】東京高決平成二三年六月二二日金法一九二六号一二二頁(差押事件)

〔対象店舗〕

- ① 金融機関名不明 対象店舗を特定せず
- ② 金融機関名不明 対象店舗を特定せず
- ③ 金融機関名不明 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、各第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序によるの順位を付して、預金債権の差押えを求めた。原決定は、差押債権の特定を欠くものであるとして、本件各申立てを却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、本件各申立てにおける差押債権は特定していると認められるとして、原決定を取消し、本件を原裁判所に差し戻した。

「本件の各第三債務者は、いずれも我が国における最大手の金融機関であり、上記機能〔著者注…顧客の氏名又は商号等に基づき、特定顧客が有している全店舗の預金を速やかに検索できる機能〕を有する顧客情報管理システムを備えている金融機関であると推認することができる。そして、本件差押えの目的物となる各預金債権は、それぞれ一、二万円程度と少額であり、預金の取扱店舗も、各第三債務者の複数店舗において、取扱支店名の特定はないが、それに代わる支店番号の若い順序によるとされていることから、顧客情報管理システムによって支店番号を確認し、該当する預金債権の存否を確認するほか、存在が確認された預金債権の指定された順番への並び替え、各預金債権の現存額の再確認、取扱支店と本店間の連絡等の作業を更に要するとしても、本件の各第三債務者が差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲内を超えるものではないと推認される。」

【裁判例 b 9】東京高決平成二三年六月二二日判タ一三五五号二四三頁（差押事件）

〔対象店舗〕

①金融機関名不明 対象店舗を特定せず

②金融機関名不明 対象店舗を特定せず

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、第三債務者Z<sup>1</sup>・Z<sup>2</sup>・Z<sup>3</sup>・Z<sup>4</sup>・Z<sup>5</sup>の個別の支店又は本店を特定することなく複数の店舗の預金等（Z<sup>4</sup>については貯金）を対象とし、かつ、差押え順序を支店番号の若い順序と定め、もって、各支店又は本店毎に差押債権を割り付けずに申立てをした。原決定は、いずれも差押債権の特定を欠き不適法であるとして、本件各申立てを却下した。

Xは、本件執行抗告をした後、本件の申立代理人弁護士に依頼して、Z<sup>1</sup>・Z<sup>2</sup>・Z<sup>3</sup>・Z<sup>5</sup>に対し、照会事項を「氏名《略》（ふりがな《略》） 男 生年月日…《略》、住所…《略》、旧住所…《略》）が貴行に対して有する預金の種類、支店、口座番号を明らかにされたい。」とする弁護士法二三条の二に基づく照会の手続を取った。上記照会に対し、第三債務者Z<sup>1</sup>は、預金の種類、支店名及び口座番号を回答した。また、第三債務者Z<sup>3</sup>及び第三債務者Z<sup>5</sup>は、いずれも相手方名義の預金はない旨回答した（ただし、第三債務者Z<sup>3</sup>の回答には、「なお、照会に回答するには、本来、預金名義人本人の同意が必要ですが、悪質な詐欺事件という事情を勘案し、対応させていただきましたが、システム上の制約がありますので、迅速かつ正確な調査は困難であることを念のため申し添えます。」と付記されていた）。これに対し、Z<sup>2</sup>は、相手方の同意があることの確認ができないことを理由に、上記照会に対する回答をしなかった。以上の回答を受けて、Xは、抗告審において、Z<sup>1</sup>・Z<sup>3</sup>・Z<sup>5</sup>についての申立てを取り下げた。

また、Xは、Z<sup>4</sup>について、抗告審で、差押債権をU貯金事務センター扱いの貯金債権に限定した。

本決定は、以下の様な理由を述べて、Z<sup>2</sup>についての本件申立てについては、これを却下した原決定を取消した上、債権差押命令及び転付命令を発した。

「Xは、相手方に対する損害賠償請求権につき債務名義を得ながらその履行を受けられないため、相手方が第三債務者らに対して有する預金債権の差押えを試みたところ、第三債務者Z<sup>2</sup>からは弁護士法二三条の二に基づく照会に対する回答を得られないために、差押債権を前記のように記載せざるを得ない状況にある。他方、第三債務者Z<sup>2</sup>が弁護士法二三条の二に基づく照会に回答しなかったのは、相手方の同意がないことを理由とするものであって、預金の有無等の調査が不可能又は著しく困難であることを理由とするものではない。そして、他の第三債務者らが上記照会を受けて相手方の預金の有無等につき調査を行って回答したことに照らすと、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内での調査が十分可能であると解される。そうすると、第三債務者の負担が過重であるという理由をもって、差押債権の特定に欠けるとして本件申立てを却下することは相当とは解されない。」

また、本決定は、Z<sup>4</sup>についての本件申立てにつき、U貯金事務センター扱いの貯金債権に限定されていることから、差押債権の特定に欠けるところはないとして、これを却下した原決定を取消した上、債権差押命令及び転付命令を発した。

(二)「限定的支店順位方式」が問題となった事件

申立てに際して、支店数を限定し、その限定された複数支店に順位付けをして預金債権の差押命令を求める申立て

を、「限定的支店順位方式」と呼ぶ。

(c) 否定例

【裁判例c1】東京高決平成二二年二月二九日判タ一一〇三号一八三頁（差押事件）

〔対象店舗〕

金融機関名不明 七支店（浅草橋、兜町、日本橋通町、日本橋東、堀留、本町及、室町）

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

本決定は、預金債権の差押えの申立てにおいて、銀行の七支店における債務者の預金債権に順序を付して差押え対象である預金債権を表示した場合、第三債務者である銀行の事務の煩瑣はオンライン網等の発達ということを考慮しても相当のものであり、第三債務者としては不当に過度の負担をかけられることになるばかりか、債権執行が定期的にかつ画的にされねばならないという執行実務上の要請をも考慮すると、差押債権の特定がされていないといふほかないとして、差押申立てを却下した原決定を支持し、抗告を棄却した。

【裁判例c2】東京高決平成一四年九月一二日判時一八〇八号七七頁（差押事件）

〔対象店舗〕

①三井住友銀行 千代田区内の七支店（本店を含む）

②UFJ銀行（当時）千代田区内の一支店（本店を含む）

③東京三菱銀行 千代田区内の一〇支店（本店を含む）

④みずほ銀行 千代田区内の一二支店（本店を含む）

⑤あさひ銀行（当時）千代田区内の六支店（本店を含む）

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

本件差押申立書において、銀行の六ないし一二の支店における債務者の預金債権に順序を付して差押え対象である預金債権を表示した。本決定は、以下の様な理由を述べて、差押債権の特定が十分でないとして、差押命令の申立てを却下した原決定を支持し、抗告を棄却した。

「都市銀行の取り扱っている預金債権の数が膨大であることは顕著な事実であること、債権差押命令の送達を受けて差押預金債権を検索している間にある預金債権が差押預金債権か否かの判断をしなければならぬという危険を銀行に負わせるのは酷であること、複数の支店の預金債権について定められた順序に従いその合計額が定額になるまで検索するという作業を短時間のうちに完了するシステムが各都市銀行に導入されているとは認め難いこと等の事情に照らすと、六ないし一二の支店（本店を含む。）について順序を付し、各支店の預金債権の合計で定額に満つるまでの特定方法による預金債権の差押えは、第三債務者である都市銀行に過度の負担をかけるというべきであるから、本件差押命令申立ては差押債権の特定がいまだ十分でないとするのが相当である。」

【裁判例c3】東京高決平成一七年九月七日判時一九〇八号一三七頁（仮差押事件）

〔対象店舗〕



①埼玉りそな銀行 本店と埼玉県内の三六支店

②青梅信用金庫 本店（青梅市）と埼玉県内の三支店

③足利銀行 本店（宇都宮市）と埼玉県内の三支店

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

申立人Xは、仮差押債権目録において、各第三債務者の取扱店舗を特定せず、第三債務者である埼玉りそな銀行については埼玉県内の本店及び三六支店に順序を付し、青梅信用金庫については青梅市の本店及び埼玉県内の三支店に順序を付し、足利銀行については宇都宮市の本店及び埼玉県内の三支店に順序を付すという表示をして、本件仮差押申立てをした。原決定は、本件申立において仮差押債権の特定が十分でないとして、本件申立てを却下した。

本決定は、以下のように理由から、本件申立ては、第三債務者である各金融機関に過度の負担を負わせるものであって、各金融機関において格別の負担を伴わずに調査することによって当該債権を他の債権と誤認混同することなく認識することが著しく困難というべきであるとして、抗告を棄却した。

「(一) 第三債務者である金融機関は、預金債権に対する仮差押命令の送達を受けたときは、速やかに当該命令において仮差押債権とされている預金債権の存否等を調査し、仮差押えの効力の及ぶ範囲を直ちに把握して、仮差押債権の支払を停止しなければならないこと、(二) 金融機関は、預金者との間で貸出取引や当座勘定取引などの取引をしているときには、仮差押債権となる預金債権の調査及び特定と併せて、貸付金と預金との相殺の可否や手形決済の可否などを短時間のうちに判断しなければならない上、仮差押債権以外の預金債権について債務者からの払戻請求があればこれに応じなければならないこと、(三) 金融機関の顧客管理が取扱本店及び支店単位で行われているときには、



【裁判例c4】高松高決平成一八年四月二日金判一二四三号一二頁（差押事件）

〔対象店舗〕

①百十四銀行 店舗数不明

②香川銀行 店舗数不明

③高松信用金庫 店舗数不明

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

原決定は、支店に順序を付す方法では、特定するに足りないとして、本件債権差押命令の申立てを却下した。本決定は、以下のような理由を述べて、原決定を支持して抗告を棄却した。

「民事執行法上、金銭債権に対する強制執行は、強制執行の対象となる金銭債権の債務者（第三債務者）による手続協力が必要であると考えられる。そして、債権差押命令正本の送達を受けた第三債務者の債務者に対する弁済禁止効は、民事執行手続上の手続協力義務の観点から課された義務であると解され、かかる手続協力義務を超えて、実体法上の債務不履行責任を負わせたり、二重払いの危険を負担させることまで民事執行法が容認しているものとは解し難い。」

【裁判例c5】東京高決平成一八年四月二七日金法一七七九号九一頁（仮差押事件）

〔対象店舗〕

みずほ銀行 四支店

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

原決定は、四支店を列挙して順序を付けた表示について、仮差押債権の特定を欠き不適法であるとして、Xの仮差押申立てを却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、原決定を支持して抗告を棄却した。

「本件の場合、請求債権は六三万円であり、例えば、これを四支店に均等に割り付けたとした場合、預金額がその額に満たないということは通常考えられないから、少なくとも本件の場合には、抗告理由が指摘するような不利益がXに生ずるおそれはないということができよう。割付方式及び（Xが採用を求める）いわゆる限定的支店順位方式には、それぞれに問題があり、預金の種類ごとに支店の順位を定める場合には、原決定が理由の要旨四で指摘するような問題（限定的支店順位方式を採った場合に生ずる問題）〔著者注・原決定の「例えば、先順位の支店に当座預金等決済手段として一般に債務者にとってより重要と考えられる預金が存在し、後順位の支店に定期預金等流動性が低く一般に仮に差し押さえられることにより債務者に生じる損害が比較的少ないと考えられる預金が存在する場合でも、定期預金等に先だって当座預金等が仮差押えの目的物になる。」との指摘部分のこと。〕は解消されると考えられるが、第三債務者である金融機関にそのような調査（預金の種類ごとに支店の順位が定められた場合に必要となる調査）の負担を求めるのが妥当かどうか（調査の難易度、調査に要する時間など）を的確に判断しうる資料は何ら提出されていない。」

【裁判例c6】東京高決平成一八年七月一八日金法一八〇一号五六頁（差押事件）

〔対象店舗〕

①三菱東京UFJ銀行（申立当時は東京三菱銀行）東京都内及び神奈川県内の三二の支店

（なお、本件差押命令申立書では、東京三菱銀行の本店及び全支店としていたが、原審の補正命令により、上記のように補正した）

②日本郵政公社 全国の一一の貯金事務センター

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、本件差押命令申立てにおいて、東京三菱銀行については、東京都内及び神奈川県内の三二の支店に順序を付して、日本郵政公社については、全国の一一の貯金事務センターに順序を付して申立てをした。原決定は、差し押さえるべき債権の特定が十分でないことが明らかであるとして、本件差押命令申立てを却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、原決定を相当として、抗告を棄却した。

「第三債務者である金融機関の負担については、金融機関が差押債権の調査把握のために相当の手間と時間を要するということのみならず、その調査に相当の時間を要することに起因して二重払いや債務不履行の危険を負うこと、あるいは弁済の有効性等を争う紛争に巻き込まれる事態を生じさせないように事前に（申立時ないし発令時に）どう配慮するかという点こそが重要な問題であって、……取扱店舗の特定を欠く場合は金融機関に過度の負担を負わせるものといわざるを得ない」。

(d) 肯定例

【裁判例d1】東京高決平成八年九月二五日判時一五八五号三二頁

〔対象店舗〕

①金融機関名不明 三支店

②金融機関名不明 三支店

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

この決定は、預金債権の差押えの申立てにおいて、銀行の三支店における債務者の預金債権に順序を付して差押え対象である預金債権を表示した場合、第三債務者である銀行としては、差押債権目録の表示にしたがって、当該各支店の預金を調査し、他の債権と差押債権を区別して特定することは可能であるから、仮に複数の支店にまたがって差押債権を表示したとしても、抽象的、論理的にはそのみでは債権の特定を欠くとはいえないし、「本件申立てのよう三店舗を列挙する程度であれば、差押命令受領後、当日中の相当時間内に処理することが可能と認められ、特定の取扱店舗のみの債権の差押えに関する事務処理と大差のない程度の負担で処理できると考えられるので、第三債務者である銀行に過度の負担をかけるものとはいえない」というべきである。よって、本件差押命令の申立ては差押債権が特定されていると解するのが相当である」として、申立てを却下した原決定を取り消して、原審に差し戻した。

【裁判例d2】東京高決平成一七年一〇月五日金判一二三七号三六頁（仮差押事件）

〔対象店舗〕

①U F J 銀行（当時）本店と埼玉県内の一三支店

②三井住友銀行 本店と埼玉県内の一七支店

③東和銀行 本店と埼玉県内の一四支店

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

本決定は、以下の様に述べて、第三債務者銀行の本店を第一順位とし、第二順位以下の順序を付して同銀行の埼玉県に所在する支店一三ないし一七支店を定額に満つるまでとする方法による債権仮差押は特定されているとして、仮差押申立てを却下した原決定を取消し差し戻した。

「この場合に問題となるのは、仮差押債権の存否に関する第三債務者の調査とその結果に基づく本店から各支店に對する預金債権の支払止めの指示に時間を要することに伴う第三債務者の二重払いの危険である。しかしながら、その危険は、本件のような複数店舗を対象にした仮差押命令の申立てがされた場合のみならず、特定の店舗が対象にされた場合も、第三債務者に仮差押命令が送達された時点で仮差押えの効力が直ちに生じるところ、第三債務者としては、その時点から仮差押債権の存否を調査しなければならないことから、それが判明して支払を停止するまでの間に多少の時間を要することは明らかであり、その間にATM等による引出し等により債務者に対して支払うことより発生し得るのである。また、本件のような預金債権ではなくても、第三債務者が多数の営業所をかかえる大規模会社であって、各営業所が比較的本店から独立して顧客と取引を行っている商事会社に対する債務者の売掛債権等を仮差押えする場合にも本件と同様の二重払いの危険を第三債務者が負う点で異ならないといふべきである。そうすると、この点は、本件複数店舗に対する預金債権を仮差押えする場合の本質的かつ特有の問題であるとはいえない」。

【裁判例d3】東京高決平成一八年六月一九日判時一九三七号九一頁（仮差押事件）

〔対象店舗〕

①三菱東京UFJ銀行 新宿・池袋付近の六支店

②三井住友銀行 新宿・池袋付近の三支店

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

本件申立ては、仮差押えの目的物となるべき預金債権の表示について、まず第三債務者の複数の支店を掲げてこれに順位を付し、次いで複数の種類の預金を掲げてこれに順位を付しており、支店毎に仮差押債権を割り付けていない。原決定はこの申立てを不適法として却下した。本決定は、下記の様な理由を述べて、「このような特定方法によれば、仮差押えの目的物となる預金を他の預金債権と混同することなく識別することが可能であると認めることができる」として、原決定を取り消し、本件を原審に差し戻した。

「顧客の氏名や商号に基づき、特定の顧客が有している全店舗の預金を速やかに検索できる機能を備えた顧客情報管理システムを現に有している金融機関については、このことを前提として、第三債務者において仮差押えの目的物となる債権を確定することが社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で困難であるか否かの判断を行うことが相当である。

これを本件についてみると、本件各第三債務者は、いずれもわが国における最大手の金融機関であるから、上記機能を有する顧客情報管理システムを有していると推認することができることに加え、本件仮差押えの目的物となる預金債権の総額が七〇万円及び六七万五〇〇〇円にとどまり、預金の取扱い店舗も新宿及び池袋周辺に近接する六店舗及び三店舗となっていることからすれば、顧客情報管理システムによって該当する預金債権の存否を確認する作業の



ほか、存在が確認された預金債権の指定された順番への並び替え、各預金債権の現存額の再確認及び取扱い支店と本店間の連絡等の作業をさらに要するとしても、本件各第三債務者が本件仮差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲内を超えるものではないと推認される。」

【裁判例 d 4】 千葉地決平成一九年二月二〇日金法一八〇五号五七頁

〔対象店舗〕

京葉銀行 本店及び一四支店

〔決定要旨〕

本決定は、金融機関の本店、次いで一四支店に順位を付してなした債権差押命令の申立てを認めて差押命令を發した。

【裁判例 d 5】 大阪高決平成一九年九月一九日判タ一二五四号三一八頁（差押事件）

〔対象店舗〕

さいたまりそな銀行 本店とさいたま市内の九支店

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

原決定は、本件差押債権の表示について、支店順位方式による差押債権の表示は差押債権の特定を欠き不適法であるとして、差押命令の申立てを却下した。これに対して、本決定は、下記のような理由を述べて、支店順位方式によ

ることをもって差押債権の特定がないとするのは相当ではないとして、原決定を取り消し、本件を原審に差し戻した。

「抗告人にとって相手方（債務者）が第三債務者である（株）埼玉りそな銀行のどの店舗にいくらの預金債権を有するのかわかる実務的な手段が乏しい実情からすれば、複数店舗に順序を付するだけでは特定には足りないとして各店舗ごとに請求債権を割り付ける必要があるとすると、差押えにより請求債権の満足を得ることができると否かは偶然に左右される。

他方金融機関においては、各金融機関によって具体的なシステムには違いがあるにせよ、現在において、それぞれ C I F（Customer Information File）システムという顧客管理システムがほぼ確立しているものと認められ（甲三三「銀行法務二二」六六六一号三二頁の解説記事）、債務者名の特定がある程度の規準に則ってされている限り、支店順位方式による預金債権の表示であっても、第三債務者たる金融機関において差押債権を把握することに支障はなく、第三債務者たる金融機関に過度の負担と危険を負わせることにはならない。国内最大手の金融機関グループの一つであるりそなホールディングス傘下にある（株）埼玉りそな銀行についても、上記のような顧客管理システムが稼働していることは十分に推認される。

また、本件申立てについては、抗告人の指定した（株）埼玉りそな銀行の本店及び九の支店の店舗はいずれもさいたま市内にあり、割り付けられた請求債権は四四万五九三八円にすぎない。債務者特定の容易性に関して抗告理由で主張されている債務者の情報も、支店順位方式による差押命令発令に際しては重要な要素である。」

【裁判例 d 6】東京高決平成二三年一月一日金判一三六三号三七頁（差押事件）

〔対象店舗〕

金融機関名不明 本店営業部及び東京都内に所在する一〇支店（出張所を含む）

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、第三債務者である銀行の本店営業部及び東京都内に所在する一〇の支店を掲げてこれに順位を付した上で、預金債権の差押命令の申立てをした。原決定は、以下の様な理由を述べて、本件申立の差押債権の特定方法は不適法であるとして、本件申立てを却下した。本決定は、以下の様な理由を述べ、本件申立てにおける差押債権は特定していると認め、原決定を取消し、差押申立てを認容した。

「Xは、本店営業部の他に一〇の支店に順位を付し、各支店扱いの預金の間にも順位を付した上で、これらの順位に従い差押債権額に満つるまでの預金の差押えということで債権の範囲を特定しているが、このような特定方法であれば、第三債務者は差押えの目的となる預金債権とそれ以外の預金債権とを誤認混同することなく識別することができる。そこで、後は、第三債務者において、通常想定される業務内容等に照らし、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で差押えの目的物となる債権を確定することができる程度に差押債権の特定がされているかが検討されることになる。

……顧客の氏名又は商号等に基づき、特定顧客が有している全店舗の預金を速やかに検索できる機能を備えた顧客情報管理システム又は名寄せシステムを有している金融機関については、通常想定される業務内容等に照らし、差押えの目的物となる債権を確定することが、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で困難なく行うことができるか否かという前提で考えることが相当である。これを本件についてみると、本件第三債務者は、わが国におい

て最大手の金融機関であり、上記機能を有する顧客情報管理システムを備えている金融機関であると推認できる。そして、本件差押えの目的物となる預金債権の総額も六万二六八七円にとどまり、預金の取扱い店舗も東京都中央区に本店を有する本店営業部を始めとして東京都港区及び東京都品川区周辺と近接する一一の支店であることから、顧客情報管理システムによって該当する預金債権の存否を確認するほか、存在が確認された預金債権の指定された順番への並び替え、各預金債権の現存額の再確認、取扱い支店と本店間の連絡等の作業をさらに要するとしても、本件第三債務者が差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲内を超えるものではないと推認される。

(三) 預金額最大店舗指定方式の肯定例

差押債権を「第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする。」と表示した差押申立てを「預金額最大店舗指定方式」と呼ぶ。

【裁判例 e1】東京高決平成二三年一〇月二六日判時二二三〇号四頁（差押事件）

〔対象店舗〕

- ①三井住友銀行 対象店舗を特定せず
- ②みずほ銀行 対象店舗を特定せず

③三菱東京UFJ銀行

④りそな銀行

〔裁判の流れ及び決定要旨〕

Xは、各第三債務者の全支店を対象とした上で、「複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額の合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする。」という順位を付し、本件申立てをした。原決定は、いずれの差押債権についても、特定を欠き不適法であるとして、本件各申立てを却下した。本決定は、以下の様な理由を述べて、本件申立てにおいては、差押債権の特定に欠けるところはないとして、原決定を取り消し、債権差押命令を発した。

「民事執行規則一三三条二項の求める差押債権の特定とは、「債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生じることとそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるもの」でなければならぬと解するのが相当であり、この要請を満たさない債権差押命令の申立ては、差押債権の特定を欠き不適法というべきである（最高裁判平成二三年（許）第三四号同年九月二〇日第三小法廷決定・裁判所時報一五四〇号一頁）。

そして、大規模な金融機関のすべての店舗を対象として順位付けをし、先順位の店舗の預金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預金債権を差押債権とする旨の預金債権の差押えを求める申立て（以下、差押債権をこのように表示することを「全店一括順位付け方式」という。）は、第三債務者において上記の程度に速やかにかつ確実に差し押さえられた債権を識別することができないものであって、差押債権の特定を欠き、不

適法であるとされている（上記最高裁判所決定参照）。

二 これを本件についてみるに、本件申立ては、差押債権を「第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする。」と表示したものであり（以下、差押債権をこのように表示することを「預金額最大店舗指定方式」という）、大規模な金融機関である各第三債務者のすべての店舗を対象に含むものではあるが、預金債権額合計の最も大きな店舗（ただし、これが複数あるときは、そのうち支店番号が最も若い店舗）が決まりさえすれば、その後の処理は、第三債務者の複数の店舗のうちの一つをその名称により個別具体的に特定して表示した場合（以下、これを「支店名個別特定方式」という）と同様になる。すなわち、預金額最大店舗指定方式における第三債務者とされた金融機関の負担は、支店名個別特定方式（これが執行実務において一般的に採用されているものであることは、当裁判所に顕著である。）による場合に比し、当該金融機関の店舗の中で預金債権額合計の最も大きな店舗を特定する作業（ただし、これが複数あるときは、そのうち支店番号が最も若い店舗を特定する作業が加わる。）及び第三債務者の本店に送達された債権差押命令の写しを当該店舗にファクシミリ等により転送する作業が加わるだけであって、全店一括順位付け方式のように、先順位の店舗の預金債権のすべてについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生じる預金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預金債権に差押えの効力が生じるか否かが判明せず、それまでの間第三債務者が不安定な状態に置かれることはない。そうすると、預金額最大店舗指定方式における差押債権が特定を欠くかどうかは、上記作業のために第三債務者がどの程度の

時間及び労力を要するかにより判断されることになる。

この点を認定するための確かな証拠は本件に現れていないが、預金額最大店舗指定方式は、全店一括順位付け方式による場合と比較すると、事柄の性質上、第三債務者の負担が格段に小さいものであることは明らかと解される。その上、本件の第三債務者らのような我が国を代表する金融機関においては、すべての店舗を通じて預金口座の有無及び残高等の顧客情報を管理するシステムが確立していると一応認められること（《証拠略》）に照らすと、預金額最大店舗指定方式は、「債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生じることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるもの」と解するのが相当である。なお、第三債務者らにおいて、これができないというのであれば、本決定に対する抗告をし、上記の作業にどの程度の時間及び労力を要するかを具体的に主張立証することにより、本決定の取消しを求めることが可能である。

以上によれば、平成二三年九月二〇日最高裁第三小法廷決定の判旨に照らしても、本件申立てにおいて差押債権の特定に欠けることはないと解するのが相当である。」

その上、以下の事情を考慮すると、本件申立てを差押債権の特定に欠けることを理由に却下することは相当でないと考えられるとしている。

「Xは、相手方に対し法的に正当な権利を有し、民事訴訟を提起して勝訴判決を得ながら、その履行を受けられないため、相手方の預金債権の差押えを試みているのであり、しかも、弁護士法二三条の二に基づく照会の手続を経たにもかかわらず、第三債務者らが、相手方の同意がないことなど正当と認め難い理由により、相手方名義の預金の有

無及び取扱店舗等を開示しなかったことから、差押債権を前記のように記載せざるを得ない状況にあるのである。そうすると、本件のような場合に、第三債務者らの負担が過重であることを理由に差押債権の特定を欠くとして債権差押命令の申立てを不適法とするとすれば、勝訴判決を得た債権者であっても、債務者の預金債権に対する強制執行を事実上断念させられる結果になり、ひいては民事執行の機能不全を招きかねないのであって、これが妥当性を欠くことは明らかと考えられる」。

## 2 裁判例の検討

### (一) 全体の概観

1で紹介した裁判例では、最初に判断を示した【裁判例a1】以降、結論の違いはともかく、理論的枠組みとしては、どのような表示があれば差押債権の特定がなされていると認めることができるかは、債権者の権利実現の必要性および調査能力の限界と第三債務者の負担とのバランスをどのように考えるかにかかっているという点ではほぼ共通の前提に立っていた。

また、差押命令の送達を受けた金融機関の対応の実状についても、概ね共通の前提情報<sup>24)</sup>に基づいている。

その上で、【裁判例a1】と【裁判例a11】と【裁判例c1】と【裁判例c6】は、取扱い店舗を特定して割り付けをしていない差押債権の表示は、第三債務者に不相当な負担を負わせ、債権者との公平を害することになると判断し、否定説にたっている。すなわち、第一に、金融機関が差し押さえられた債権を識別するのに必要な情報の全てを顧客情報管理システムにより一元管理しているとは認められず、差し押さえられた債権を識別する作業が複数の店舗



にまたがるときは、第三債務者が差し押さえられた債権を識別するには相当の負担と時間を要すると解される。第二に、差押えの効力発生後、差し押さえられた債権の識別までに相当の時間を要することとなると、第三債務者は差し押さえられていない債権の払戻しを遅滞すれば債務者から債務不履行責任を追及され、差し押さえられた債権を債務者に払い戻してしまえば民法四八一条により差押債権者にも二重に支払をしなければならぬという危険を負うことになる、と。なお、【裁判例 c 5】は債権額が六三万円であるから、四店舗に均等に割り振ったとしても、全額回収できるのであろうとして、割付方式をとるべきとしている。

これに対して、【裁判例 b 1】～【裁判例 b 9】と【裁判例 d 1】～【裁判例 d 6】と【裁判例 e 1】は、肯定説に立っている。これらの裁判例は、第三債務者の負担については、顧客情報管理システムを備えている金融機関では、差し押さえられた債権を識別する作業が複数の店舗にまたがっても対応可能であるとする。そして、債権者の権利実現の必要性および調査能力の限界の方を重視している。その帰結として、取扱い店舗を特定して割り付けをしていない差押債権の表示は、第三債務者に不相応な負担を負わせ、債権者との公平を害するとまでいえないと結論付ける。なお、【裁判例 b 2】、【裁判例 b 8】、【裁判例 d 3】、【裁判例 d 5】、【裁判例 d 6】は、債権額が少額であることも第三責務者の負担が少ない要素として考慮している。

(二) 弁護士法二三条の二に基づく照会に応じないことについての判断

【裁判例 b 6】東京高決平成二三年三月三〇日金判一三六五号四〇頁と、【裁判例 b 9】東京高決平成二三年六月二二日判タ一三五五号二四三頁とにおいては、債権者は、差押申立て前に、債務者の預金等について、弁護士法二三

条の二第一項による照会を行っている。これに対して回答した第三債務者もあったが、回答しなかった第三債務者に対して、店舗を特定しない差押申立てがなされている。この照会に回答しなかったことについて、【裁判例b6】は、「弁護士法照会に対して第三債務者三菱東京UFJ及び同みずほが回答を拒絶した理由は、相手方の同意が確認できない旨であり、検索の困難性をいうものではないこと」と述べているし、【裁判例b9】は、「第三債務者Z<sup>2</sup>が弁護士法二三条の二に基づく照会に回答しなかったのは、相手方の同意がないことを理由とするものであって、預金の有無等の調査が不可能又は著しく困難であることを理由とするものではない。そして、他の第三債務者らが上記照会を受けて相手方の預金の有無等につき調査を行って回答したことに照らすと、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内での調査が十分可能であると解される」との判断を示している。店舗を特定しない差押申立てを認めたこの二つの裁判例においても、弁護士法二三条の二に基づく照会に回答しなかったことを理由として、店舗を特定する申立てを正当化することはしておらず、第三債務者の調査の負担が加重ではない総合判断の一要素として考慮しているにすぎない。もっとも【裁判例b6】で照会に応じたのは、店舗の独立性の無い、いわゆるネット銀行であったことが考慮されていたかどうか疑問である。

さらに、【裁判例a10】最決平成二三年九月二〇日金判一三七六号二六頁により、正当として是認された、原決定は、「弁護士法二三条の二に基づく照会を受けた者には、これに必ずべき義務があると解されるが、他方、照会内容に関し守秘義務がある場合には、照会に応じることがこれに反しないか審査することが想定されるのであって、その審査の実情が不明な状況下において、直ちに差押債権者の要請を重視して差押債権の特定の程度を緩和すべきものと判断することはできない。」と述べて、弁護士法二三条の二に基づく照会に回答しなかったことを、差押債権の特定

の程度を緩和すべき事情と判断すべきものではないと明言している。【裁判例 a 11】最決平成二三年九月二〇日金判一三七六号二九頁により、正当として是認された、原決定は、「差押債権の表示に取扱店舗の記載がないものは、債権の特定を欠くと評価せざるを得ないものであって、このことは、第三債務者が照会請求に応じたか否かによって異なるものではない。」と同趣旨の内容を述べている。

これに対して、【裁判例 e 1】東京高決平成二三年一〇月二六日判時二二三〇号四頁は、「弁護士法二三条の二に基づく照会の手続を経たにもかかわらず、第三債務者らが、相手方の同意がないことなど正当と認め難い理由により、相手方名義の預金の有無及び取扱店舗等を開示しなかったことから、差押債権を前記のように記載せざるを得ない状況にあるのである。」として、預金額最大店舗指定方式による申立てを認めている。これは、執行裁判所には大量の案件を一律に処理する必要があるから、差押債権の特定の有無は、差押債権の表示それ自体を基準に判断するという原則を、債権者と第三債務者とのバランス・公平を図るといふ観点から第三債務者の個別の対応も例外的に考慮することを肯定すべきという立場であり、ほかの裁判例と前提が異なると思われる。

(三) 最決平成二三年九月二〇日民集六五卷六号二七一〇頁について

【裁判例 a 9】最決平成二三年九月二〇日民集六五卷六号二七一〇頁は、以下の①②の理由により、全店一括順位付け方式による預貯金債権差押命令申立てを不適法であるとして、裁判例における見解の対立に決着を付けたものである。

①民事執行規則一三三条二項の求める差押債権の特定とは、差押えの効力が第三債務者に送達された時点で生ずる

ことにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならぬと解するのが相当である。

② 全店一括順位付け方式により差押債権を表示した申立ては、各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別することができるものであるということとはできない。

田原裁判官の補足意見は、差押えの効力が発生してから第三債務者が差し押さえられた債権を識別するまでのタイムラグの増大が、第三債務者のみならず、競合する差押債権者や債務者の地位を不安定にすることを指摘し、多数意見を補強している。

【裁判例 a 9】は、店舗という第三債務者の債務管理の単位を重視したもので、銀行実務として納得感のあるものとされている。<sup>23)</sup>

#### (四) 預金額最大店舗指定方式について

【裁判例 e 1】東京高決平成二三年一〇月二六日判時二一三〇号四頁は、預金額最大店舗指定方式による申立ては、預金額最大店舗のみを対象とするものであり、(3)で述べた、【裁判例 a 9】最決平成二三年九月二〇日民集六五卷六号二七一〇頁の理由①の判断基準をクリアするとしたものである。

ただし、第三債務者の備えるシステムによっては、預金額最大店舗指定方式による申立てでも、【裁判例 a 9】の

理由①の判断基準をクリアできない可能性もある<sup>24</sup>。本決定は、そのような場合には、第三債務者から、どの程度の時間および労力を要するか具体的に主張する機会として抗告を申し立て、本決定の取消しを求めることができることを明示している（ただし、第三債務者からの抗告はなく、本決定は確定している<sup>25</sup>）。このように、決定に不服を申し立てることが手続構造上保障されている事を考慮して、債権者と第三債務者との間の公平は維持されているとされているのである。執行裁判所は大量の案件を一律に処理する必要があるから、申立て段階では、債権者と第三債務者とのバランス・公平を図ることに限界がある。しかし、抗告審であれば、第三債務者の個別の対応も例外的に考慮することにより、債権者と第三債務者とのバランス・公平を十分に考慮できるという趣旨であろう。本決定の事案は、消費者金融に対する過払金請求の差押であるという特殊事情もあったと思われる<sup>26</sup>。そのような意味で、本決定の結果の妥当性は疑いの余地はないにせよ、先例としては救済事例としての意義を有するものにすぎないと思われる。

## 五 実務の動向

裁判例から裁判所も金融機関の顧客管理システムの状況等については把握に努めていることがうかがわれる。そこで、対象金融機関が顧客管理システムにある改善を加えるやいなや、その時期以降の店舗を特定しない差押えが許容されることになる可能性も指摘されている<sup>27</sup>。しかし、どんなシステム設計をしてどこにどれだけ時間がかかるかは経営施策・営業秘密であって、これを裁判等で立証しうるものではないのとの指摘もある<sup>28</sup>。また、執行裁判所は、金融機関の複数の取扱店舗に順番を付して列挙した預金債権の差押命令の申立てがあった場合には、執行債権者に第三債務者たる当該金融機関の預金管理状況及び差押えに伴う事務処理に要する時間に関する証拠の提出を求めるなどした

うえでなければ、差押命令を発令できないということになりかねないのであれば、執行の迅速性から問題であると思われる。その意味で、東京地裁民事執行センターや、大阪地裁民事執行センターは、金融機関に名寄せのためのシステムがある程度整備された状況を踏まえても、預金債権を差し押さえる場合は取扱店舗の特定が必要であるという従来からの取扱いを変更するだけの事情が生じたとは考えておらず、【裁判例 a 9】最決平成二三年九月二〇日民集六五巻六号二七一〇頁がその実務を支持したので、同取扱いを今後も維持していく方針を示している。<sup>29)</sup>

## 六 学説

### 1 特定必要説

預金債権の差押えにおける取扱店舗の特定の要否をめぐる学説としては、執行・保全実務を支持して、取扱店舗を表示しない申立ては差押債権の特定に欠け不適法であるとする説がある。<sup>30)</sup>

### 2 特定不要説

これに対して、取扱店舗を特定して表示しなくとも適法であるとする説もある。<sup>31)</sup>

この見解は、第三債務者は民法 四七八条により保護されること、支払が禁止された後の第三債務者の債務者への弁済は差押債権者との関係では効力を生じない旨を規定する同法 四八一条の適用およびそれにもとづく責任は緩和しうることを論拠とする。

### 3 特定緩和説

折衷説的なものとして、取扱店舗を数カ所程度に限定的に列举した場合は適法であるが、包括的に表示した場合は不適法であるとする説がある<sup>33)</sup>。

### 4 支店順位付け方式

折衷説をさらに進めたものとしては、取扱店舗の表示は包括的で全店舗でもよいが、取扱店舗の指定に順序を付しなければならぬとする説もある<sup>34)</sup>。この説は、もし万一、そのために金融機関において検索を誤っても、そのリスクは取引店舗を表示した執行債権者が負担すべきであるとする。

## 七 検討

### 1 特定の必要性の検討

#### (一) 支店特定の帰結

執行実務は、(一4で述べた様に)店舗ごとに請求債権を分割して当該請求債権に見合った預金債権を差し押さえ、あるいは、仮に差し押さえるといった処理を求めている。

しかし、その結果として、ある店舗ではその分割された請求債権を超える預金債権があったのに当該請求債権の限度でその一部を差押さえ得るにとどまり、ある支店ではその分割された請求債権に満つる預金債権がなく、当該預金債権の限度でその一部を差押さえ得るにとどまるといった場合には、全体としてみれば預金債権それ自体は請求債権

に満つるものであったにもかかわらず、請求債権に満たない預金債権の差押えなし仮差押えしかできないという結果になりかねない。たとえば、差押債権額が一〇〇〇万円であるとして、取扱店舗一か店ごとに差押えの金額を特定しなければならぬとすれば、A、B、Cの三支店の預金について差押えをしようとする場合、A支店は二〇〇万円、B支店は三〇〇万円、C支店は五〇〇万円と、それぞれの店舗について差押えの額を特定しなければならない。そしてこの例で、実際の預金はA、B、C各支店にそれぞれ五〇〇万円、四〇〇万円、一〇〇万円であったとすれば、差押えの効力が及ぶ範囲は総額で六〇〇万円となる。ところがA、B、C三か店の預金をA、B、Cの順序で一〇〇〇万円に満つるまでという形で差押えが可能だとすれば一〇〇〇万円全額について差押えの効力が及ぶことになる<sup>35)</sup>。したがって、債務者の銀行取引の状況を知り得る立場にない債権者に取扱店舗の特定および請求債権の割付を求める割付方式は、差押不奏功の危険が高く債権者の負担が大きい。もともとは本旨弁済されなければならない債権が履行遅滞になったからこそ、債権者は強制執行を選ばざるをえない状況に追い込まれたということを考えるならば、差し押さえるべき預金の取扱店舗の調査を債権者に要求するのが公平といえるのかが問題となってくる<sup>36)</sup>。

(二) 支店を特定しない可能性

もし請求債権を各店舗毎に分割しないで差押を申し立てることができるのであれば、(一)で述べた様な、預金債権が請求債権を超えるのにその一部の限度でしか差押えができないという事態は防止することができる。しかし、全店舗にある預金を包括的に差し押さえるそのような申立てを無条件で認めると、債務者の預金債権が請求債権を超えて差押えがされる可能性ができて、超過差押えの禁止の見地から(仮差押えの場合には、これに加えて保全の必要



性という見地からも)、申立ての適否が問題となる。全店一括順位付け方式を肯定する見解は、複数の支店に順序を付すことによってそのような不都合を回避し得ると説く。たしかに、順位付けにより、超過差押えは生じなくなる。しかし、金融機関は、このような差押命令が送達されると、差押えの効力が及んだ部分につき誤って払い戻す危険を避けるとともに、差押えの効力の及ばない部分について払戻請求があれば直ちに応じなければならぬことから、差押えの効力の及ぶ範囲を直ちに把握する必要があり、そのためには、すべての店舗に対して差押えのあったことを連絡し、かつ、すべての店舗が他のすべての店舗における債務者の預金状況を把握しなければならず、その対応には困難が伴うという。<sup>(37)</sup>

このような作業については、本来、債権者・債務者間の争いに巻き込まれた第三者にすぎない第三債務者に債務者に対する支払義務を超えて過度の負担を強いることは望ましくないのではないかということが問題となってくる。<sup>(38)</sup>

取扱店舗を特定しない差押命令による第三債務者の負担が、銀行預金のオンライン化、コンピュータによる預金管理の普及・発展を前提としてもなお過大なものがここでの第一の問題である。オンライン・コンピュータによる預金の発展は、一方では第三債務者の側での差押命令への迅速な対応(全店舗ないし端末での預金支払拒絶措置の徹底)を容易にするが、他方では、預金者(債務者)の支払請求(現金や小切手での引き出しだけでなく、債務の決済のための振込みや自動引落しも含まれる)への迅速な対応の要請もそれだけ大きくなってきている。オンライン・コンピュータ処理の発展により、第三債務者の負担をめぐる問題は、ますます複雑になってきている。<sup>(39)</sup>

金融機関においては、コンピュータ・システムを活用した顧客管理システム進展に伴い、現在ではいわゆる預金者の「名寄せ」は迅速にできるようである。しかし、貸出金と預金との相殺の要否や当日の支払手形決済額等は取扱店

舗でなければ把握できないし、支払停止サインの入力も一次的には取扱店舗の責任においてなされていると思われ、各取扱店舗が預金債権を独自に管理しているが原則であるという。その結果、後順位の店舗では、先順位の他支店の情報無しには、自店の預金が差押対象かどうかは直ちに判断ができないから、他支店からの連絡が来ないうちに執行債務者＝預金者から支払請求があった場合の取扱いが難しいという（特に、当座預金との関係で執行債務者の支払手形・小切手を誤って不渡にすると取り返しのつかない結果となる）。【裁判例 a9】最決平成二三年九月二〇日民集六五巻六号二七一〇頁が述べている様に、オンライン化された現在でも、複数店舗の列挙された差押命令が送達された場合、他店と連絡をとりながら、かぎられた時間の間に差押対象預金を特定する作業はそれほど簡単ではないといわれている<sup>41)</sup>。また、そもそも差押対応を想定して創られたものではないシステムを利用し、そのために配置されているのではない者が、営業時間中に対応しているにもかかわらず、なぜこのようなリスクを金融機関側が負わされるのかとの疑問も呈されている<sup>42)</sup>。したがって、金融機関の顧客管理システムが整備されたというだけでは、金融機関において格別の負担なく速やかに差押債権を調査把握できるようになったといえないと思われる<sup>43)</sup>。

なお、支店を特定しない申立てを認め差押命令が発せられた裁判例の事案では、金融機関は実際には差押に対応できたようである。それは、そのような事件がたまたま、当該金融機関にとって「該当預金がない」か、「一店舗にか存在しなかった」ような事情があったからだという。したがって、もし、本当に数店をまたぐ差押処理が必要となった場合には、その負担は許容範囲を凌駕するものと想定されている<sup>44)</sup>。

そもそも、ある第三債務者の金融機関の顧客管理システムが整備されているかという問題ではなく、ごく一般的な第三債務者の顧客預貯金口座管理が基準となるべき問題なのである。たしかに、申立人債権者が、第三債務者である

ある金融機関が、店舗不特定の差押に容易に対応できることを立証しても、およそ金融機関一般に対してはそのようなことはいえないとして、申立てを却下することは、妥当性という点では問題があるし、抵抗感がある<sup>(45)</sup>。しかし、執行機関が個々の具体的事案において第三債務者とされた特定の金融機関につき、その調査能力の程度、あるいは当該特定の金融機関にとっての負担の大小を逐一審査するようなことは民事執行制度上予定されていないし、民事執行に求められる迅速性の要請とも相容れない<sup>(46)</sup>。

結局、この問題は債務者と第三債務者に関する情報開示手段を充実させるなど、債権差押制度全般を根本的に改革することによって解決を図るべき問題であり、債権回収の手段である差押えの過程で銀行が負担すべき問題ではないと思われる<sup>(47)</sup>。

(三) 二重払いの危険について

第三債務者が(仮)差押債権を調査して把握できるまでのタイムラグから生ずる第三債務者の二重払いの危険について、民法四七八条の適用による救済が主張されている。しかし、民法四七八条の適用による救済が可能であるかどうかについては解釈上争いがある(【裁判例 a 9】最決平成二三年九月二〇日民集六五巻六号二七一〇頁の田原睦夫裁判官の補足意見も、この点について触れているが、結論を示していない)。したがって、解釈上民法四七八条の適用によりこの場合にならず救済されるという状況にならない限り、金融機関に民法四七八条の適用の有無についてのリスクを負わせるべきではないと思われる。

(四) 執行の実効性について

債権者が全店一括順位付け方式などの申立てをすることは許されないとすると、債権者の迅速かつ効果的な権利実現は一層難しいものとなる。このような考え方に対しては、債務者の執行逃れを助長することにもなり、権利実現を目的とする民事司法の機能不全を招くものであるとの批判もある<sup>(48)</sup>。そのような機能不全は、【裁判例 e 1】東京高決平成二三年一〇月二六日判時二一三〇号四頁のような、抗告審での事例決定により救済するしかない。

反対に、店舗不特定の方法による預金債権の差押えを肯定した場合、安易な模索的な差押命令の申立等が増加し、第三債務者である金融機関の負担が高まる危険性がある<sup>(49)</sup>。差押申立てに際して、三大メガバンクを全部表示すればどれか当たるだろうというよう申立てを誘発しかねない<sup>(50)</sup>。

やはり、この問題は、現行法の解釈適用だけでは、債権者の利害と、第三債務者の利害とをうまく調整し得ないもののように思われる。

2 最決平成二三年九月二〇日の射程

全店舗ではなく一部の店舗に順位を付して差押債権を特定する方式による申立てについて、【裁判例 a 9】最決平成二三年九月二〇日民集六五巻六号二七一〇頁の射程内か否か、どの程度まで射程内といえるかが問題となる。

【裁判例 a 9】は、差押債権の特定を否定する判断をする前提として、本件申立てが「大規模な金融機関…(略)…の全ての店舗を対象として」いる旨を摘示している。また、田原補足意見でも、冒頭で、「全店一括順位付け方式」を略称定義する際に、「第三債務者が全国あるいは一定の地域に多数の店舗展開をし」ていることを明示している。

このことから、【裁判例 a 9】は、きわめて多くの店舗を網羅網羅する方式での申立てに限っての判断を示したもので、順位付け方式による差押えであっても少数の店舗のみを対象としたものについては、適法性を認める余地を十分残している<sup>(51)</sup>と解する見解もある。

これに対して、メガバンクやゆうちょ銀行などの大規模な金融機関でない、小規模な金融機関においても、限られた店舗人員で営業を行っているなかで全店一括順位付け方式の預金差押えを受けた場合、通常の窓口業務等を行いつつ差押処理を行う負担はかなり大きい<sup>(52)</sup>との指摘があり、店舗が多いということは差押処理の負担の大きさの一つの例示にすぎず、少数の店舗のみを対象とした差押申立てであっても、【裁判例 a 9】の射程内といえるとも考えられる。

その上、【裁判例 a 9】において支店番号順位方式による申立ては、「第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについての存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しない」ものであるとの指摘は、限定支店番号順位方式による申立てにも妥当するといえる。

そもそも、店舗を特定するか否かという問題の本質は、差押対象店舗の多寡ではなく、該当口座の多寡であって、これは差押対象店舗が何店までなら可能かといった判断とは基準が異なるとの指摘もある<sup>(53)</sup>。したがって、限定支店番号順位方式による申立ても、【裁判例 a 9】の射程内のものとして、実務上は、差押債権の特定を欠く不適法なものとして、却下されることになると思われる<sup>(54)</sup>。

### 3 預金額最大店舗指定方式について

【裁判例 e 1】東京高決平成二三年一〇月二六日判時二一三〇号四頁は、全店舗を、対象として、その中で差押対象預金の残高が一番多い店舗の預金を差し押さえることを容認している。しかし、差押対象預金の残高が最多の店舗を特定するには、全店舗における対象預金の有無、残高の調査が必要である。<sup>(55)</sup> さらに、預金残高は一般的に時々刻々と変動するので、差押対象預金の残高が一番多い店舗を確定する時点も判然としない。第三債務者の負担は全店差押えの場合とさほど変わらず、【裁判例 e 1】と【裁判例 a 9】最決平成二三年九月二〇日民集六五巻六号二七一〇頁の考え方は、（【裁判例 e 1】が明言するようには）両立するとはいえない面があると思われる。<sup>(56)</sup>

### 4 差押命令の間の優劣

銀行本店に送達された全店一括順位付け方式による差押命令と、支店に送達された通常の預金債権の差押命令の間の優劣は、どうなるかという問題がある。それは、どちらが銀行に先に送達されたかの問題として考えるべきである。たとえば、本店宛に送達された全店一括順位付け方式による差押命令が、支店間の預金の割り付けをして、本店から支店に回送されているうちに、他の差押命令が、支店に送達される場合が考えられる。この場合には、（支店であろうと、本店であろうと）銀行に送達された時点が早い方の差押命令が優先するということになると思われる。<sup>(57)</sup>

## 八 まとめ

預金債権を差し押さえる場合は取扱店舗の特定が必要であるという従来からの実務の取扱いを変更するためには、

差押えに際しての金融機関の責任免除と金融機関の情報開示制度の根本的改革が必要である<sup>58)</sup>。それがなされていない現状では、これまでの実務の原則を変更する必要はないと思われる<sup>59)</sup>。

注

- (1) 鈴木忠一「三ヶ月章編『注解民事執行法(四)』三八四頁」稲葉威雄、中野貞一郎『民事執行法(増補新訂六版)』二〇一〇六六三頁、東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編著『民事執行の実務——債権執行編(上)』(第二版)』二〇〇七八八頁。
- (2) 東京地裁債権執行等研究会『債権執行の諸問題』清水明弘五八頁「一九九三」(初出・判タ七六八号四八頁「一九九二」)。
- (3) 佐藤歳二『実務保全・執行法講義(債権法編)』【実務法律講義⑮】』二〇〇六三二六頁・三二七頁、東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編著・前掲注(1)九七頁。
- (4) 東京地方裁判所民事執行センター「債権差押命令において預金債権を差し押さえる場合の取扱店舗の特定」(さんまエクスプレス三三回)『金法』一七六七号二六頁・二七頁。
- (5) 東京地方裁判所民事執行センター・前掲注(4)二八頁、高橋祐喜「大阪地方裁判所第一四民事部(執行部)の事件処理の現状」NB九五四号七四頁「二〇一一」、同一金融機関の複数支店の預金債権の差押命令申立てについて、当該複数支店間に順序を付する形で差押債権を特定することができるか(消極)東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編著『民事執行判例エッセンス二〇〇二』(判タ一一〇三号六九頁「二〇〇二」、東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編著・前掲注(1)九七頁、東京地裁保全研究会編著『民事保全の実務(新版増補)(上)』一八〇頁「江尻慎」二〇〇五。三上徹「全店差押えと実務の实情」金法一九三二号四〇頁「二〇一一」は、この結論はそれほど自明なものではなく、この実務が定着したのとは、ここ二〇年〜三〇年のことと指摘している。なお、東京地裁保全部についても同様の様である。東京地裁保全研究会編著『民事保全の実務(新版増補)(上)』二〇〇五。一八〇頁「江尻慎」。
- (6) 阿部耕一「取扱店舗を特定しない(または複数の店舗を特定範囲とする)預金債権の差押えに対する金融実務の实情」金法一七七七号三〇頁「二〇〇六」、阿部耕一「取扱店舗を特定しない(または複数の支店を特定範囲とする)預金債権の差押えに対する金融実務の实情」銀法六六四号三二頁「二〇〇六」、飯塚宏ほか「座談会 複数支店の預金に対する(仮)差押え(上)」・(下)『金融法務事情二七八三九頁・二七八四号一五頁「二〇〇六」、小柳津一之「名寄せシステム上の問題点——実務の現場か





- (26) このことを強調するものとして、三上・前掲(24)一三頁、大野正文「店舗特定をしない預金債権の差押え」事業再生と債権管理一三五号一五二頁「二二二」がある。
- (27) 谷本誠司「判批」六三〇号六八頁「二〇〇四」、松丸徹雄「銀行に対する差押えの範囲とその実務対応」銀法七一七号一六頁「二〇一〇」、松本博之「民事執行保全法」二〇一二年一六一頁。
- (28) 三上徹「取扱支店を特定しない差押命令」金法二六七号五頁「二〇〇三」、三上・前掲注(4)四一頁「二〇一」。
- (29) 戸田彰子「判批」平成九年度主要民事判例解説(判タ九七八号)二二五頁「一九九八」。
- (30) 桑原直子「大阪地方裁判所(本庁)における平成二三年の民事執行事件の概要」新民事執行実務一〇号二二頁「二〇一二」、松田克之「大阪地方裁判所第一四民事部(執行部)における支店番号順位方式による預貯金債権差押命令申立ての取扱について」銀法七七八号一五頁「二〇一二」、東京地裁民事執行センター「東京地裁民事執行センターにおける平成二三年の事件概況等(さんまエクспレス六七回)」金法一九四二号七九頁「二〇一二」、園部厚「民事執行 手続・書式ハンドブック」二〇一二、二三八頁。
- (31) 深沢利一「園部厚補訂」『民事執行の実務(中)(新版)』四五七頁「二〇〇五」、吉原省三「銀行預金に対する差押え」鈴木忠一「三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座(二二巻)』」一九八四三三五頁注五、小沢征行「複数支店における債務者の預金債権に順序を付して差押命令をなすことを認めた決定」金法一四七九号五頁「一九九七」、奥国範「預金債権の(仮)差押えと取扱店舗の特定の要否」NBL八三四号四一頁「二〇〇六」、生熊長幸「わかりやすい民事執行法・保全法」二〇〇六、二三〇頁、須藤典明ほか「リーガル・ブログレッスン・シリーズ 民事保全(改訂版)」二〇〇八、一〇〇頁、浜秀樹「民事執行判例・実務フロンティア二〇一二年版」判タ一三六三号二四五頁「二〇一二」、堀口久「判批」銀法七七八号七頁「二〇一一」、小原将照「判批」ジュリ一四四〇号一三八頁(平成二三年重要判例解説)「二〇一二」。
- (32) 東京地裁債権執行等研究会・前掲注(2)五八頁、住吉博「判批」判評四二〇号五一頁(判時一四七六号二二頁)「一九九四」、坂田宏「判批」判評四六一号(判時一六〇〇号)一九五頁「一九九七」は、複数店舗の表示で申し立てがあった場合に、「預金債権が存する可能性のある本支店」とのメルクマールで、執行裁判所は「預金債権が存する可能性のない取扱店舗を除外した上で差押命令を発することができるとするものであるが、この説に属するものであるう。高田昌宏「判批」伊藤眞ほか編『民事執行・保全百選(第二版)』(別冊ジュリスト一七七号)一九九頁「二〇〇五」も、預金債権の特定を緩和した差押命令の申立てを許容する余地を認める。
- (33) 澤井種雄「判批」金法六八九号二五頁「一九七三」、西尾信一「判批」銀法五三三三号六一頁「一九九七」、佐伯一郎「判批」

- NBL六五九号七〇頁「一九九九」、平野哲郎『実践 民事執行法 民事保全法』二〇一一、二二七頁・二二八頁。
- (34) 大西武士「取扱店舗を特定しないで預金債権を差し押さえることの可否」取引法判例研究会編『実務取引法判例』七三頁・七四頁「一九九六」、「初出・NBL五五六号六三頁・六四頁「一九九四」、滝澤孝臣「銀行の複数支店の預金債権に対する差押命令の申立てと差押債権の特定」金法一九二八号七五頁「二〇一一」、笠井正俊「複数の店舗が取り扱う預金債権の差押命令申立ての適法性に関する最近の裁判例について」銀法七三二号二九頁「二〇一一」。
- (35) 吉田光碩「判批」銀法五三七号四頁・五頁「一九九七」にあげられた例。
- (36) 住吉・前掲注(32) 五一頁。
- (37) 岡本岳「判批」判タ八五二号二四九頁「一九九四」。
- (38) 上原敏夫『債権執行手続の研究』「一九九四年」三頁以下。
- (39) 岡本雅弘「判批」金法一九二九号五一頁「二〇一一」。
- (40) 上原・前掲注(38) 七頁
- (41) 佐伯一郎「判批」NBL六五九号七〇頁「一九九九」、中原利明「銀行の実務処理に理解を示してくれた決定」銀法七三八号九頁「二〇一一」。
- (42) 三上・前掲注(28) 五頁。
- (43) 東京地方裁判所民事執行センター・前掲注(4) 二七頁・二八頁。
- (44) 三上・前掲注(4) 四一頁。
- (45) 鈴木正和「判批」判タ八二二号六一頁「一九九三」。
- (46) 大澤知子「判批」別冊判タ二二二号二七頁(平成一九年度主要民事判例解説)「二〇〇八」。
- (47) 香月裕爾「銀行の複数支店に存在する預金債権の差押方法」NBL九六三号七頁「二〇一一」。
- (48) 高田昌宏「判批」上原敏夫ほか編『民事執行・保全百選(第二版)』(別冊ジュリスト二〇八号)一〇三頁「二〇一一」。
- (49) 浅井弘章「判批」銀法七四二二二七頁「二〇一二」、同「判批」銀法七四二二二八頁「二〇一二」。
- (50) 山谷耕平「判批」銀法六五九号三二頁・三三頁「二〇〇六」。
- (51) 堀口・前掲注(31) 七頁、吉岡伸一「預金債権差押え申立ての際の「特定」の要件」龍谷法学四四卷四号五四五頁「二〇一一」。
- (52) 鈴木・前掲注(9) 一二頁、香月・前掲注(47) 七頁注八。

- (53) 三上・前掲注(4) 四二頁。
  - (54) 松田・前掲注(30) 一五頁。
  - (55) 宇野太賀慶「一層の実務に即した判断を」銀法七三八号一〇頁「二〇一一」。
  - (56) 中原・前掲注(41) 九頁、井上・前掲注(22) 九七頁・九八頁。
  - (57) 淺生・前掲注(13) 二頁。
  - (58) 古賀政治「最三決平成二三・九・二〇が示した差押債権の特定の意義」金判一三七八号一頁「二〇一一」、梅本吉彦「公証・強制執行・倒産処理手続における個人情報保護(一)」曹時六二卷一号六八九頁七〇頁「二二〇」。
  - (59) 拙稿「判批」私法判例リマックス三三三号一六一頁「二〇〇六」での見解を維持する。
- 【追記】脱稿後校正段階で、滝澤孝臣「批判」金判一三九〇号八頁「二〇一二」に接したが本稿には反映できなかった。